

(6) 委託の解除

上記のように子どもと里親との調整を十分に行った上で委託し、委託後も児童相談所等が援助を行った場合においても、子どもと里親との関係がうまくいかなくなるといった状況や、不適切な養育が行われるといった状況も起こり得る。不調の兆しをできるだけ早く把握するよう、定期的な支援を行い、必要な場合には適切に介入し、やむを得ない場合には委託を解除する。委託解除を行う場合は、子どもの混乱や分離による傷つき等に対するケアを行うとともに、委託解除の理由や今後の生活などについて丁寧な説明を行う。また、里親に対しても、養育がうまくいかなかつたことへの傷つきや喪失感等へのケアが重要である。

(7) 措置延長

里親に委託された子どもが、18歳に達しても里親に委託を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで、引き続き委託を継続することができる。特に、進学や就職をしたが生活が不安定な場合や、障害や疾病等により進学や就職が決まらない場合など、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要な場合には、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には、積極的に委託期間の延長を行う。

6. 里親委託を推進するための取組

「里親支援事業」の実施により、児童相談所や里親支援機関に「里親等委託調整員」を配置するとともに、「里親委託等推進委員会」を設け、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、次のような事業を行うことにより、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する。

- (1) 地域での里親委託の目標を設定する。
- (2) 未委託の里親に対し、子どもの委託に関する意向調査をするなど、未委託里親の状況の継続的な把握を行う。
- (3) 里親月間を中心として行われる制度広報、体験発表会や施設行事の活用や施設職員O Bやボランティア登録者への働きかけなど、様々な取組を通じて、里親候補者の掘り起こしを行う。
- (4) 未委託里親を含め、週末や夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して施設に入所している子どもを里親として短期間養育する体験などを通して、里親になるための動機付けを行う。

7. 里親の支援等

(1) 里親の支援

平成28年児童福祉法等改正法により、法第11条第1項第2号へに、都道府県の業務として、里親制度の広報啓発等による里親の新規開拓から、子どもと里親とのマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を行うことが規定されている。委託された子どもの養育の質を高め、里親の専門性の確保や精神

的負担の軽減などを図るためにには、里親支援の充実が必要であり、里親の研修、訪問・来所・電話等による相談、里親の相互交流（里親サロン等）、里親の一時的な休息のための支援等の支援を行う。

なお、里親支援は、子どもの年齢、委託期間、委託目的、実親との交流の有無など、委託された子どもと里親の状況等に応じて、効果的に行う。

(2) 定期的な訪問

里親担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育について必要な相談等の支援及び指導を行うこと。また、委託された子どもの担当者も定期的に訪問すること。

この定期的な訪問による相談等の支援は、児童相談所の里親担当者や委託された子どもの担当者に加え、里親支援事業の里親等相談支援員や、児童養護施設及び乳児院に置かれる里親支援専門相談員と分担連携して行うこと。この場合、これらの者と定期的に会議を行うなどにより、相互にケースの情報共有を行うこと。

上記による定期的な訪問については、特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、里親を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、子どもを委託した直後の2か月間は2週に1回程度、委託2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、定期的に訪問するほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問することとし、子どもの状況を踏まえ、3～4か月に1回程度、援助指針（援助方針）や自立支援計画の見直しを行うこと。

(3) 里親支援機関との連携

里親支援に当たっては、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設等を里親支援機関に指定するなどし、里親名簿その他の必要な情報を共有して、連携して効果的に行う体制を構築する。なお、法第11条第4項及び第5項の規定に基づき、里親支援の業務の委託先には、守秘義務が設けられている。また、里親支援専門相談員についても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の2の規定に基づき、秘密保持義務が課せられている。

(4) 里親支援等の留意点

- ア 児童相談所長は、里親への支援及び指導に関して、里親担当者、里親支援事業により配置される職員及び里親支援専門相談員に必要な助言を行うこと。
- イ 里親担当者は、訪問等により里親に対し支援又は指導した事項を児童相談所長に報告し、必要があれば、都道府県知事等に報告すること。
- ウ 里親担当者は、子どもの養育に関して必要な指導を行ったにもかかわらず、里親がこの指導に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事等に意見を添えて報告すること。

エ 児童相談所長は、連絡先の教示など里親及び里親に委託された子どもが児童相談所等に相談しやすい体制の整備に努めること。

この場合、児童相談所の里親担当者のほか、里親支援機関、里親支援専門相談員、児童家庭支援センターなど、複数の相談先を示すこと。

オ 里親担当者及び委託された子ども担当者は定期的に子どもの保護者と連絡をとるなど、子どもの家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

(5) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

平成16年児童福祉法改正法により、里親についても、児童福祉施設の長と同様に、監護・教育・懲戒に關し子どもの福祉のため必要な措置を採れることが明確化されたが、里親の懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、里親は、委託されている子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、里親及びその同居人から虐待を受けた子どもは、法第33条の12の被措置児童虐待の通告等の対象となるものである。

委託されている子どもやその保護者から、懲戒に関する権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや通告を受けたときには、客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならない。

その際、その子どもの最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもの一時保護、措置変更を行うとともに、養育上の問題について里親に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて里親に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等が行った指導又は助言について、「里親が行う養育に関する最低基準」第13条第2項により、里親は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

8. 里親支援事業等の実施

(1) 里親支関事業の取組

都道府県等は、児童相談所、里親等及び乳児院等の児童福祉施設が相互理解を深め、共通の認識を持ち、養子縁組や里親等への委託を推進するとともに、社会の制度理解を深めるための普及啓発を積極的に行い、里親等の資質向上を図るための研修、養子縁組に関する相談・支援や里親等に対する相談・援助などの支援を総合的に実施する。

里親支援事業については、本指針に定めるほか、平成29年3月31日付け雇児発0331第44号「里親支援事業の実施について」による。

(2) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）

里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施について委託されている子どもを養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に

は、他の里親や乳児院又は児童養護施設を活用してその子どもの養育を行う。

レスパイト・ケアについては、本指針に定めるほか、平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905006 号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」による。

9. 里親委託中の児童相談所長の権限及び里親による監護

(1) 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、里親委託中の子どもで親権を行う者又は未成年後見人（以下この章において「親権者等」という。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第 47 条第 2 項）。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権行使する権限を有する者がいる場合及び行方不明である場合などの事実上親権行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法第 797 条の規定による養子縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等の許可を得なければならない。

(2) 親権者等のある子どもの場合

ア 里親による監護措置と親権者等との関係

里親による監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のために行う必要な措置について親権者等はこれを不當に妨げてはならないとされている（法第 47 条第 4 項）。この規定に基づき、里親は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不當に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

この不當に妨げる行為の考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成 24 年 3 月 9 日付け雇児総発 0309 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

また、里親が判断に迷う場合には、児童相談所が相談に応じることとし、児童相談所は、必要に応じ都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴いた上で、里親に対し助言、指導を行う。

イ 子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

里親は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされている（同条第 5 項）。

具体的には、里親委託中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、里親の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意されたい。例えば、上記のように、里親は、自

らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができる。

また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等に措置の必要性について説明するよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

ウ 子どもの生命又は身体の安全を確保するための緊急措置に係る報告

里親は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認め、必要な措置を採った場合には、その措置の内容について、里親委託措置を行った都道府県知事等あてに報告することとされている（別添6参照）。この報告は、親権者等の意に反した場合のみならず、親権者等の意に沿った措置がなされた場合にも、行う必要がある。

この報告を受けた児童相談所は、その妥当性について検討し、必要に応じて里親に対し助言、指導等を行う。

エ 里親と親権者等との調整

里親は、上記のとおり、子どもの福祉のための措置をとることができ、親権者等がこれを不当に妨げることはできないが、里親と親権者等の意向が対立する場合には、児童相談所がその調整に当たる。児童相談所は、子どもの最善の利益を確保する観点から里親及び親権者等の双方の主張の妥当性を検討し、里親の措置が妥当である場合には、親権者等に対し措置の妥当性について説明し、理解を得られるよう努める。その際、児童相談所は、必要に応じて都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴いた上で、調整を行う。

10. 都道府県等間の連絡

(1) 他の都道府県等に居住する里親に子どもを委託しようとする場合には、当該都道府県等に子どもに関する必要な書類を送付して、その子どもに適合する里親のあっせんを依頼する。

依頼を受けた都道府県等は、適当な里親を選定し、その里親に関する必要な書類を、依頼した都道府県等に送付し、里親にその旨を通知する。

書類の送付を受けた都道府県等は、適当と認められる場合は、その書類に基づいて委託を行う。

(2) 里親に委託する適当な子どもがいない場合は、里親に関する必要な書類を他の都道府県等に送付することが望ましい。この場合、里親にその旨を通知する。

書類の送付を受けた都道府県等が、その里親に対し子どもを委託しようとする場合

は、その書類に基づいて行う。

- (3) 都道府県等が子どもを委託した里親が当該都道府県等に居住していない場合又は他の都道府県等に住所の移転を行った場合は、関係書類を送付して、里親の居住地の都道府県等に当該里親の援助を依頼するとともに、里親にその旨を連絡する。この場合、里親は居住地の都道府県等の指導監督に服する。
- (4) 援助を依頼された都道府県等が里親委託の措置に影響を及ぼすと認める事実を知った場合は、直ちに子どもを委託した都道府県等にその旨を連絡する。

11. その他

里親委託等については、本指針に定めるほか、次の通知等による。

- (1) 昭和 23 年厚生省令第 11 号「児童福祉法施行規則」
- (2) 平成 14 年厚生労働省令第 116 号「里親が行う養育に関する最低基準」
- (3) 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905002 号「里親制度の運営について」
- (4) 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905004 号「養子制度等の運用について」
- (5) 平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 44 号「里親支援事業の実施について」
- (6) 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905006 号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」
- (7) 平成 23 年 3 月 30 日付け雇児発 0330 第 9 号「里親委託ガイドラインについて」
- (8) 平成 30 年 3 月 9 日付け子家発 0309 第 2 号「里親の登録業務の適正な実施について」

第 5 節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

1. 小規模住居型児童養育事業の目的

小規模住居型児童養育事業は、法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による委託を受け、養育者の住宅を利用し、次の観点を踏まえつつ、以下の点に留意して子どもの養育を行うものとされている。

- (1) 家庭における養育環境と同様の養育環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 子ども間の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 子どもの権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他のによる支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

2. 子どもの委託

(1) ファミリーホームの選定

ア 子どもを委託する場合、子どもの最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ委託先を選定する。養育者及び既に委託されている子どもと新たに委託する子どもとの適合性が極めて重要であるため、子どものアセスメントや、養育者及びすでに委託されている子どもと新たに委託する子どもとの適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該子どもに最も適したファミリー

ホームに委託するよう努めること。特に、その子どもがこれまで育んできた人的関係や育った環境との連続性を大切にし、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てるファミリーホームに委託するよう努めること。

イ ファミリーホームに子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定による措置を探るものを除き、都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第32条）が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。

ウ ファミリーホームの入居定員は、5人又は6人とする。

（2）委託する子ども

ア 虚弱な子ども、障害がある子ども、虐待や非行等の問題を抱えた子どもを委託する場合には、知識や経験を有する等それらの子どもを適切に養育できるファミリーホームに委託すること。

イ ファミリーホームに委託されている子どもの保護がより適切に行われると認められる場合には、子どもに通所施設の指導訓練を受けさせることができる。

ウ 委託している子どもの状況等について、定期的（6か月に1回以上）に調査を行うこと。

（3）保護者や子どもへの説明等

委託時の保護者及び子どもに対する説明等については、第4節の5.（3）から（7）までを、児童相談所長の権限及び養育者による監護については、第4節の9.を、里親を養育者と読み替えて参照されたい。

3. その他

小規模住居型児童養育事業については、本指針に定めるほか、次の通知等による。

- (1) 昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
- (2) 平成21年3月31日付け雇児発第0331011号「小規模住居型児童養育事業の運営について」
- (3) 平成23年3月30日付け雇児発0330第9号「里親委託ガイドラインについて」

第6節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託

1. 措置の決定等

- (1) 児童福祉施設等への入所又は委託措置は、一般に「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判断に基づき行う。
- (2) 入所型の児童福祉施設等への措置については、子どもを家庭から引き離して新しい環境に置くので、これまで育んできた人間関係や地域環境への配慮などケアの連続性の確保に配慮するとともに入所又は委託の期間を定める等適切な対応を行う。

また、保護者への指導を継続して行う必要がある場合には、子どもについての措置に併せ法第27条第1項第2号による保護者への指導の措置についても適切に実施する。

- (3) 法第27条第4項の「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」とは、これらの者が反対の意思を表明している場合には強行できないという意味であり、親権を行う者又は未成年後見人の承諾を得ない限り措置の決定ができないという意味ではない。しかし、できる限り承諾が得られるよう努める。
- (4) 措置する児童福祉施設等の決定に当たっては、子どもの最善の利益を確保する観点から子どもや保護者の意向を十分尊重するとともに、その子どもにとって最も適合する施設の選定を行う。また、選定された施設との事前の連携を十分に図り、子どもの安定化が順調に行われるよう十分に配慮する。
- (5) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に対し、次の事項について十分な説明を行う。ただし、保護者に対して子どもの住所等を明らかにした場合に子どもの保護に支障を来すおそれがあると認める時は、支障のない事項について説明する。
 - ① 入所等措置を採ることとした理由
 - ② 児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特色、施設生活等、入所又は委託をする施設等に関する事項
 - ③ 児童福祉施設の長（以下「施設長」という。）による監護措置及び親権者等のない場合の親権代行、これに対する不当な妨げの禁止、緊急時の施設長による対応など、施設入所等中の監護措置に関する事項
 - ④ 施設入所等中の面会や通信に関する事項
 - ⑤ 施設入所等中の費用に関する事項
- また、子どもに対しては、子どもが有する権利や権利擁護のための仕組み（子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることや、施設における苦情解決の仕組み、社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出などの仕組み、被措置児童虐待防止の仕組み）についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明する。
- 施設入所中の施設長による監護措置等については、保護者に対する措置決定通知書に付記することが望ましい。（別添5（参考様式））
- なお、これらの説明を行う場合には、当該施設等の写真やパンフレット等を活用するなど、わかり易い媒体手段を工夫するとともに、必要に応じ事前に子どもや保護者に当該施設等を見学させるなど、子ども、保護者の不安を軽減するための十全の配慮を行うこと。また、既に一部都道府県で行われているいわゆる「子どもの権利ノート」の活用等も考えられること。
- (6) 施設入所措置等について、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と

一致しない等の場合は、法27条第3項、法27条の2第1項、第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るもの除き、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第32条）が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。

- (7) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、児童相談所は措置決定通知書（措置内容及び理由を明確に示すこと）に添えて、子どもの援助に参考となる次の①～⑩に掲げる資料を子どもを入所又は委託させる児童福祉施設等の長に送付する。また、必要に応じ事例担当者が施設に出向き、事例の内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。（図-4）

なお、これらの資料は、子どもが施設において安定した生活を送るための援助に必要であるばかりか、家庭復帰に向けた取組や自立支援に必要となる基礎資料であることから、できる限り綿密なものであることは言うまでもない。

- ①子どもの住所、氏名、年齢
- ②家族構成及び家族の氏名、年齢
- ③子どもの生育歴
- ④性格行動（心理診断・判定に基づく見立て、基本資料等を含む）
- ⑤健康状態
- ⑥家庭環境
- ⑦地域環境（保育所、学校などの状況）
- ⑧措置についての子ども及び保護者の意向
- ⑨子ども及び家庭に対する援助指針（援助方針）
- ⑩その他子どもの福祉の増進に関し参考となる事項

また、入所又は委託後に児童福祉施設等において必要となった情報については、追加調査なども含めてできる限り対応する。

- (8) 児童相談所は、自立支援計画を策定・見直しをするに当たり、児童福祉施設等との十分な協議を行い、必要な協力をうととともに、児童福祉施設等が策定・見直しを行った自立支援計画について承認する手続を行う。
- (9) 児童相談所は、子ども及び保護者に事前に援助方針を伝え、その意向を十分に尊重するとともに、その子どもを入所又は委託させようとする児童福祉施設等と十分に協議し、援助指針（援助方針）を策定する。
- (10) 措置の開始、解除、停止、在所期間の延長を行うに当たっては、その旨を保護者、児童福祉施設長等に通知する。

また、保護者に対する措置決定通知書には、施設入所中の施設長による監護措置等についても付記することが望ましい。（(5)参照）

- (11) 国立児童自立支援施設及び国立福祉型障害児入所施設への措置については関連通知等により対応する。また、他の都道府県等に所在している児童福祉施設（国立児童

自立支援施設、国立福祉型障害児入所施設を除く。)に子どもを入所させる必要がある場合には、当該施設所在地の都道府県等と十分に協議する。

2. 入所又は委託中の援助

(1) 児童福祉施設等への措置後の継続的援助

里親への委託と同様に、いわゆる移行期において、児童相談所や関係機関などは、委託後も関係者からの適切な援助を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した子どもにとって負担のないやさしい移行のための援助が必要である。

子どもの気持ちに寄り添いながら丁寧に引き継ぎ、児童相談所をはじめ関係機関によって援助をつなげていくことが重要である。

児童相談所は、子どもを児童福祉施設等に措置後も、その施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続的に行う。この一連の仕組みを図－4に示す。

児童相談所は、法第30条の2に基づき定期的に児童福祉施設に入所している子どもの養育に関する報告を施設(指定発達支援医療機関を含む。)から徴し、必要に応じ子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、また定期的に施設を訪問したり、施設と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図るよう留意する。

なお、施設訪問の際には、極力子どもと面接する時間をとり、子どもの意向を把握する等、効果的な訪問に心がける。

子どもの養育に関する報告の回数は、全般的報告に関しては年2回程度、特別な問題を有する子どもに関しては、必要に応じてその回数を決めることが適当である。

その他必要に応じて訪問する等により、入所中の子どもの状況を把握し、3～4か月に1回程度、援助指針(援助方針)や自立支援計画の見直しを行うこと。

特に、専門的な支援が必要な子どもの援助に当たっては、児童福祉施設その他の機関との連携が不可欠であり、子どもの援助を検討する施設の会議に児童相談所職員が参加することや、心理・精神医学的治療が必要な子どもについては、施設を訪問する、児童相談所に通所させる等、専門的見地からの指導・助言に努める。

入所中の子どもの相談については、その訴えを傾聴するとともに、受容的・非審判的态度で臨む。子どもの訴えの内容が児童福祉施設等に対する苦情や不満等に関するものである場合、必要に応じ本庁児童福祉主管課と連携を図りながら、児童福祉施設等の職員等からも事情を聴くなど、客観的事実の把握に努めるとともに、子どもの適切な援助を確保する観点から必要と認める場合は、児童福祉施設等に対し必要な助言、指導、指示等を行う。また、権利侵害性が高いと判断される相談についてその援助を決定する場合は、援助の決定の客觀性を一層確保する観点から都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取することが望ましい。

(2) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

児童福祉施設の長は、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採

ることができるが、懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、平成20年児童福祉法改正法において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、法第33条の10で、被措置児童等虐待の定義を定め、法第33条の11で施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等に心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。児童福祉施設の職員から虐待を受けた子どもは、法第33条の12の通告の対象となるものである。

入所している子どもやその保護者から、懲戒に係る権限の濫用や虐待等の訴え等があつたときや通告を受けたときには、あくまで客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならない。（「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（通知）を参照）

その際、その子どもの最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもの一時保護、措置変更を行うとともに、援助上の問題について施設に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて児童福祉施設に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等の行った指導又は助言について、設備運営基準第14条の3第3項により、児童福祉施設は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、苦情の解決に当たつては、都道府県等の本庁と緊密な連携を図るとともに、施設運営、法人運営について都道府県知事等が改善の勧告や事業の停止命令等の行政処分を検討する際には、児童相談所は子どもの権利擁護の観点から適切な対処に心掛ける。

（3）施設入所中の施設長による監護

ア 親権者等のない子どもの場合

施設長は、施設入所中の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第47条第2項）。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権行使する権限を有する者がない場合及び行方不明である場合などの事実上親権行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法第797条の規定による養子縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより都道府県知事の許可を得なければならない。

イ 親権者等のある子どもの場合

（ア）施設長による監護措置と親権者等との関係

施設長による監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のために行う必要な措置について親権者等はこれを不當に妨げてはならないとされている（法第47条第

4項）。この規定に基づき、施設長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

この不当に妨げる行為の考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

また、施設長が判断に迷う場合には、児童相談所が相談に応じることとし、児童相談所は、必要に応じ都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴いた上で、施設長に対し助言、指導を行う。

(イ) 子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

施設長は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これを採ることができることとされている（同条第5項）。

具体的には、施設入所中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、施設長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意されたい。例えば、上記のように、施設長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができる。

また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等に措置の必要性について説明するよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

ウ 子どもの生命又は身体の安全を確保するための緊急措置に係る報告

施設長は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認め、必要な措置を採った場合には、措置の内容について、入所措置を行った都道府県知事等あてに報告することとされている（別添6参照）。

この報告は、親権者等の意に反した場合のみならず、親権者等の意に沿った措置がなされた場合にも行う必要がある。

この報告を受けた児童相談所は、その妥当性について検討し、必要に応じて施設

長に対し助言、指導等を行う。

エ 施設長と親権者等との調整

施設長は、上記のとおり、子どもの福祉のための措置をとることができ、親権者等がこれを不当に妨げることはできないが、施設長と親権者等の意向が対立する場合には、児童相談所がその調整に当たる。児童相談所は、子どもの最善の利益を確保する観点から施設長及び親権者等の双方の主張の妥当性を検討し、施設長の措置が妥当である場合には、親権者等に対し措置の妥当性について説明し、理解を得られるよう努める。その際、児童相談所は、必要に応じて都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴いた上で、調整を行う。

(4) 面会・通信の制限

① 対象となる事例

児童虐待防止法第12条により、施設入所等の措置（法第27条第1項第3号の措置）が採られ、又は一時保護（法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた子どもの保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び子どもが入所する施設の長は、児童虐待を行った保護者に対し、子どもとの面会・通信を制限することができる。

② 制限する面会・通信の範囲

児童虐待防止法第12条第1項第1号の「面会」及び同項第2号の「通信」の内容はそれぞれ次のとおりである。

ア 面会

例えば、子どもが保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する訪問、押しかけ等がこれに該当する。

イ 通信

例えば、子どもが保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する手紙、FAX、宅配便等の送付、電話、電子メール等がこれに該当する。

③ 面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等

ア 面会・通信制限の位置付け

児童虐待防止法上、児童相談所長、施設長のいずれもが面会・通信を制限することができるとされているが、当該制限は行政処分に該当すると考えられることから、行政手続法等の対象となるものである。面会・通信制限については、児童虐待防止法第12条に基づく行政処分としての位置付けを持たず「指導」として行うものもあり得ることから、行政処分又は指導のどちらの位置付けで行うべきかについて実状に応じて判断し、対応する。

イ 制限の方法

行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法第13条第1項第2

号の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされているとともに、同法第14条、第29条第1項及び第30条の規定により、書面により、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を提示することが必要とされている。ただし、後述するような夜間等の緊急の場合に当該制限を行う場合には、同法第13条第2項第1号の規定により、弁明の機会の付与の手続を省略して差し支えない。

なお、児童虐待防止法第12条の4による接近禁止命令を発する可能性のあるものについては、本法の規定に基づき行政処分として面会及び通信の全部を制限していることが、同命令を発する要件とされていることを十分考慮されたい。

施設長が、指導にとどまらず、児童虐待防止法第12条の規定により行政処分として面会・通信制限を行うことについては、

- ・ 一般的には、児童相談所長が当該制限を行うことで足りると考えられること
- ・ 面会・通信の全部が制限されていることが同法第12条の4第1項の規定による罰則を伴う接近禁止命令の要件となること

等から慎重になされるべきであり、当該制限の必要がある場合には、児童相談所長がこれを行う。

しかしながら、子どもが施設に保護されている場合であって、夜間等で児童相談所長が行政処分としての制限を行う暇のない緊急の事例に該当するときは、必要に応じて、施設長が短期間の期限を設定し、書面により行政処分としての制限を行うこと（別添7参照）。ただし、当該書面において、当該面会・通信制限の要件に該当する事実など面会・通信制限の処分の理由を正確に把握し、記述する時間的余裕がない場合には、行政手続法第14条の規定により、事後、相当の期間内に、これを書面で示すことが必要とされている。

施設長が行政処分としての制限を行った場合、施設長は、事後速やかに児童相談所長に、児童虐待防止法第12条第2項の規定に基づき、当該制限を行うに至った経緯、理由、状況等を書面により通知することとし、これを受けて、児童相談所長は、施設長により設定された面会・通信制限の期限を踏まえつつ、当該制限を継続する必要があれば、保護者に対し弁明の機会を付与した上で、書面により制限を行う。

児童相談所長は、施設に入所等している子どもに係る面会・通信制限の実施又は解除を行うに当たっては、施設長又は里親等と十分協議し、その意見を踏まえた上で、これを行うこととともに、当該制限の実施又は解除を行った場合、その旨を当該施設長又は里親等に連絡する。

また、児童相談所長は、制限の実施又は解除を行った場合、都道府県知事にその旨を通知する。施設長から制限の実施又は解除を行った旨の通知があったときも、同様に都道府県知事に通知する。

ウ 面会・通信制限の決定通知書の記載事項

面会・通信制限の決定通知書には、次の事項を記載する（別添8参照）。

(ア) 制限を行う根拠及び制限事項

児童虐待防止法第12条第1項に基づき、同項第1号及び第2号に掲げられた面会又は通信の行為の全部又は一部について制限する旨を記載する。

(イ) 制限を受ける者

制限を受ける者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 制限を行う理由となった事実の内容

当該制限を行う理由となった事実の内容を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(エ) 対象となる子ども

子どもの住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が子どもの保護先を知らず、子どもを保護するため必要な場合は、子どもの住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

(オ) 連絡先住所、電話番号等

制限を行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

(カ) 注意事項

行政不服審査法上の不服申立てができる旨及び申立先等を教示する。

④ 面会・通信制限の解除

ア 解除の検討

面会・通信制限については、その必要性がないと認める場合には、速やかに当該制限を解除することとし、少なくとも概ね6か月ごとに、当該制限の必要性について検討する。

イ 解除の方法

面会・通信制限を行政処分として実施する場合、手続の適正を担保するため、当該処分の解除については、書面で保護者に通知する。

なお、後述する接近禁止命令を発出している場合に、当該面会・通信制限を解除したときは、接近禁止命令の効力が失われることとなることに十分留意する。また、③のイの記載どおり、制限を解除した場合、その旨を都道府県知事に通知する。施設長から制限を解除した旨の通知があったときも同様とする。

ウ 面会・通信制限の解除決定通知書の記載事項

面会・通信制限の解除決定通知書には、次の事項を記載する（別添9参照）。

(ア) 制限を行った根拠及び解除される制限事項

児童虐待防止法第12条第1項に基づき、同項第1号及び第2号に掲げられた面会又は通信の行為の全部又は一部について行った制限について、解除する旨を記載する。

(イ) 制限を受けている者

制限を受けている者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 制限を解除する理由となった事実の内容

当該制限を解除する理由となった事実の内容を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(エ) 対象となる子ども

子どもの住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が子どもの保護先を知らず、子どもを保護するため必要な場合は、子どもの住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

(オ) 連絡先住所、電話番号等

制限を解除する児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

⑤ 子どもの住所又は居所の非開示

強制入所等（法第 28 条の規定による施設入所等の措置をいう。以下同じ。）が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、当該処分の理由等を必ず記録する。

(5) 接近禁止命令

平成 29 年 6 月 21 日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号。以下「平成 29 年児童福祉法等改正法」という。）により、強制入所等の措置を行った場合に加え、都道府県知事等又は児童相談所長は、同意のもとでの施設入所等の措置が採られた場合又は一時保護が行われた場合についても、面会・通信の全部が制限されており、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかいの禁止を命令できることとされた。

保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第 18 条の規定により、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処するとされている。

① 接近禁止命令の要件

次のいずれにも該当することが要件とされている。

- ア 施設入所等の措置が採られていること又は一時保護が行われていること。
- イ 児童虐待防止法第 12 条第 1 項に基づき、子どもとの面会及び通信の全部が制限されていること。
- ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた子どもの保護のため特に必要があると認められること。

② 聴聞手続

接近禁止命令を発する場合には、児童虐待防止法第12条の4第3項の規定により、聴聞を行わなければならないとされている。

聴聞は、都道府県知事等又は児童相談所長が、行政手続法第3章第2節の規定に従って行うものであるが、具体的な手続については、同法の規定によるほか、各自治体の聴聞規則等に基づいて行う。

③ 接近禁止命令の手法等

ア 接近禁止命令の内容

(ア) つきまとい

「児童の身辺につきまとい」とは、保護者がしつこく子どもの行動に追随することをいう。

(イ) はいかい

「はいかい」とは、保護者が理由もなく子どもの住居などその通常所在する場所の付近をうろつくことをいう。

この「はいかい」については、子どもの住所若しくは居所、学校等のほか、通学路など子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路の付近についても行つてはならないとされている。また、子ども本人が不在の場合であっても、その通常所在する場所の付近をはいかいすることは、具体的な事実関係にもよるが、接近禁止命令に違反すると考えられる。

なお、「その通常所在する場所」については、保護者がはいかいをした時点において、その場所に子どもが通常所在するかどうかによって、判断されると考えられる。

イ 期間設定の考え方

(ア) 期間

接近禁止命令は、6月を超えない期間を定めて行うこととされている。この場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に規定する保護命令では、一律6月の期間設定がなされているが、児童虐待防止法においても、基本的に、命令の期間を6月と設定する。

ただし、保護者との関係、子どもの状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなったと認められる場合には、6月末満で解除することも考えられる。

命令の具体的な期間の設定については、その始期及び終期を定めることによりこれを用うこととし、その始期は命令書の作成日付と同日とする。また、6月の計算に当たっては、初日を算入する。

有効期間は、子どもの保護のため特に必要がある場合には、6月を超えない

期間を定めて更新することができるとされているが、この場合においても、聴聞の手続を経たうえで、再度命令を発する必要がある。

(イ) 命令の効力

命令は、保護者が命令を受けた時点でその効力を生じ、(ア)の期間の末日の経過をもってその効力を失う。

ウ 命令書の交付方法

接近禁止命令を行うときは、エで定める必要事項を記載した命令書を交付しなければならない。これは、命令に係る期間を更新する場合も同様である。

命令書は、命令を受ける保護者を呼び出して、直接交付することを原則とし、呼び出しに応じない場合は、保護者を訪問し、直接交付すること。その際には、命令を受ける保護者に対して、接近禁止命令に違反した場合には処罰されることがある旨を説明するとともに、できる限り命令書の受領書を徴する。

また、職員が保護者を訪問し命令書を直接交付しようと努めても、保護者が職員との接触を避けることなどにより、やむを得ずこれを行うことができない事例については、第3章第3節5(4)②に定める保護者が呼びかけに全く応じないような事例に係る出頭要求の告知書の取扱いと同様に、命令書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で記録するとともに、事前の電話連絡若しくは玄関先での呼びかけ又は当該命令書が含まれる旨の封筒への記載を行う。

なお、命令書の交付の状況（命令書の受取りを拒否された場合を含む。）については、必ず報告書を作成し、記録を保管する。

エ 命令書の記載事項、様式

命令書には、次の事項を記載する（別添10参照）。

(ア) 命令を行う根拠

命令を行う法令上の根拠を記載する。

(イ) 命令を受ける者

命令を受ける者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 命令の内容

児童虐待防止法第12条の4に基づく当該命令の内容として、都道府県知事等又は児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、アのつきまとい又ははいかいをしてはならない旨を命じること。

(エ) 命令をする理由となった事実の内容

命令をする理由となった事実の内容を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(オ) 命令の有効期間

命令の有効期間を記載する。

(カ) 対象となる子ども

子どもの住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が子どもの保護先を知らず、子どもを保護するため必要な場合は、子どもの住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

(イ) 連絡先住所、電話番号等

制限を行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

(ウ) 注意事項

本命令（命令に係る期間が更新された場合の当該命令を含む。）に違反した場合、児童虐待防止法第18条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあることを明記しておく。

また、行政事件訴訟法の取消訴訟を提起することができる旨等を教示する。

④ 接近禁止命令の効力を失う場合

接近禁止命令の要件たる施設入所等の措置又は一時保護が解除、停止又は他の措置への変更がされた場合や、児童虐待防止法第12条第1項の面会・通信制限の全部又は一部が行われなくなった場合、当該命令はその効力を失うこと等とされている。

⑤ 接近禁止命令の必要性がなくなった場合の取消し方法

接近禁止命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、当該命令を取り消すことが必要とされており、この場合、書面によりこれを行う。

命令の取消書においては、次の事項を記載する（別添11参照）。

ア 命令を取り消す根拠

命令を取り消す根拠法を記載する。

イ 命令を取り消される者

命令を取り消される者の住所、氏名、生年月日を記載する。

ウ 命令の内容

児童虐待防止法第12条の4に基づく当該命令の内容を記載する。

エ 命令を取り消す理由となった事実の内容

命令を取り消す理由となった事実の内容を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上、添付して差し支えない。

オ 対象となる子ども

子どもの住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が子どもの保護先を知らず、子どもを保護するため必要な場合は、子どもの住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

カ 連絡先住所、電話番号等

取消しを行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

⑥ 命令発出後の警察等関係機関との連携

ア 警察との連携

要保護児童対策地域協議会などの場を活用して、接近禁止命令違反認知時の対

応等について協議を行っておく。

警察の対応窓口については、子どもの住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課とし（指定都市、児童相談所設置市における場合も含む。）、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反の認知の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておくとともに、命令を発出し、又は命令を取り消した場合には、その旨を連絡する。

また、特に、子どもが里親宅にいる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により子どもの住所又は居所を非開示とするなど、必要に応じて里親の住所、氏名等が児童虐待を行った保護者に認知されないよう万全を期すとともに、保護者による里親等への加害行為が予想される事例については、パトロールの強化等必要な措置を依頼しておく。

イ 学校等関係機関との連携

子どもが通学、通園する学校、幼稚園等への保護者の訪問、通学路等の付近のはいかいも想定されることから、学校等関係機関に対し、当該子どもの保護者に接近禁止命令が発せられている旨及びその内容を説明するとともに、接近禁止命令違反を認知した場合の対応等を、あらかじめ十分協議しておく。また、必要に応じて、市町村、児童委員等関係機関の協力も得ることとする。

ウ 都道府県等をまたぐ場合の措置

施設入所等の措置を行った場合で、措置を行った児童相談所を管轄する都道府県等と異なる都道府県等内に子どもを保護する際には、子どもの住所又は居所が管轄を超えることとなるため、当該措置を行った児童相談所長は、都道府県主管課（指定都市、児童相談所設置市においてはそれぞれの主管課。以下このウにおいて同じ。）に報告し、同主管課は子どもの住所又は居所を管轄する都道府県主管課に当該接近禁止命令の内容、子ども及び保護者の氏名等について連絡する。

また、連絡を受けた子どもの住所又は居所を管轄する都道府県主管課は、子どもの住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課と、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反認知時の対応等に関して、必要な事項を協議しておく。

また、上記の場合、警察以外の関係機関との連携も必要となることから、措置を行った児童相談所と現に子どもが入所している施設等の所在地を管轄する児童相談所において、当該関係機関の連携について協議し、その結果を踏まえ、原則として後者の児童相談所がイの対応を行う。

エ 命令違反認知時の措置

保護者による命令違反を認知した場合は、速やかに警察に通報する。その際、保護者がつきまとい、はいかいをした状況をできる限り記録・証拠化しておく。

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1) 基本的事項

ア 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長については、児童福祉施設等の長から届け出る場合と児童相談所長が職権により行う場合とがあるが、いずれの場合においても児童相談所長は現に子どもを保護している施設の長の意見を十分に聞かなければならぬ（令第28条）

その際には、これまで施設が行った子どもへの支援や家族調整などの効果に関する意見等を十分に聴くこととし、その上で、措置の解除等を検討すること。

イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。

児童虐待を理由として施設に入所した場合については、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた（児童虐待防止法第13条第1項）。

なお、その詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

ウ 措置の解除等について、子ども又はその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第32条）が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。

エ 児童虐待を理由とした施設入所等の措置や一時保護により、一旦、親子分離していた事例については、措置等の解除時に、児童虐待を行った保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な子どもへの接し方等の助言・カウンセリング（以下「助言等」という。）を行うことができる。

助言等は、当該事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有しており、親子再統合プログラムなどを実施しているNPO法人等の民間団体等に委託することができる。

なお、委託するにあたっては、当該業務の委託先において、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている必要がある。

- オ 児童養護施設において中学校卒業後、施設に入所しながら一定期間就労させることが適当な子どもについては、児童養護施設の長と緊密な連携を保つ。
- カ これらの措置については援助方針会議等において検討する。
- キ 里親等のもとや児童福祉施設において生活していた子どもの措置解除、あるいは他の施設への措置変更などの場合、児童相談所や児童福祉施設は、その後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもや保護者などが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した子どもにとって負担のない段階的な移行支援を行うことが必要である。

(2) 解除

- ア 措置の解除とは、法第 26 条第 1 項第 2 号、法第 27 条第 1 項第 2 号及び第 3 号若しくは同条第 2 項、同条の 2 第 1 項のいずれかの措置の継続中において、その生じている効果を将来に向かって消滅させることをいう。具体的には、児童福祉施設等に入所又は委託中の子どもが保護者のもとに復帰し、自立し又は他の法の保護を受ける等により、児童相談所における措置を終結することである。
- イ 児童相談所は、措置を解除した後も子どもの自立を図る観点から必要と認める場合は、指導及び一時保護の実施を検討するとともに、さらに住居の確保や就職先の開拓、仕事や日常生活上の指導等の援助が必要と認められる場合には法第 33 条の 6 第 4 項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨することや再度施設入所等の措置を探ることを検討する。

(3) 停止

- ア 措置の停止とは、当該措置を継続すべき事由が完全に消滅したわけではなく、近い将来再び措置をとらなければならない場合に行われる措置の一時的中断である。具体的には、子どもが施設を無断外出し行方不明である場合、施設に入所している子どもに対し措置を変更又は解除するかどうかにつき検討する目的でその子どもを一時保護している場合、その他、家庭引取後の適応状況を見る必要がある場合等が考えられる。
- イ 児童自立支援施設等から子どもが無断外出した場合は、関係機関と連携し、捜索の結果 30 日以上手掛りのない場合においては、当該施設の長から、直ちに則第 27 条に基づく措置の停止の申請をさせる。
- ウ 措置の停止については援助方針会議で検討しその期間を付する。期間は確定期間、不確定期間いずれでも良いが、原則として 1 か月を超えてはならない。なお、特別の理由がある場合にはこの限りでない。
- エ 停止の効果は定められた停止期間の終了と同時に失われる。ただし、当初定められた期間の終了を待たずに子どもが施設に戻った場合又は期間が不確定であった場合には、援助方針会議で検討し、停止の解除を行い、その結果を施設長、保護者等に通知する。

(4) 変更

措置の変更とは、その子どもになした措置の重要な部分の更改を意味し、法第 27 条第 1 項第 2 号に基づく措置から同項第 3 号に基づく措置に改めることのほか、同項第 3 号に基づく措置であっても異なった種別の施設等への措置、同種の他施設等への措置、入所施設措置から通所施設措置等への変更も含まれる。措置の変更は、子どもにとって精神的負担が大きく、心的外傷体験になる危険性があることから、子どもへの影響に十分配慮しつつ行うことが必要である。特に里親委託の場合には、関係不調を示すこともあるので、措置変更の際には子どもの抱く失望感や里親が抱く喪失感を軽減できるよう、きめ細かな配慮が必要である。

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18 歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20 歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第 31 条）

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続は、18 歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

また、法第 28 条第 2 項に基づく措置の期間を更新する必要がある場合には、在所期間の延長の手続の前に家庭裁判所の承認を受けておく。

4. 退所後の支援

(1) 近年、児童福祉施設に入所する子どもの中には、虐待を受けるなど、よりきめ細かな手厚い支援を要する者が増加しているが、こうした子どもが児童福祉施設退所後直ちに社会的に自立することは容易ではない。

こうした子どもの自立を支援するため、平成 16 年児童福祉法改正法により、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設は、これらの施設を退所した者について相談その他の援助を行うこととされたところである。児童相談所においては、これらの施設による援助が円滑かつ適切に行われるよう情報提供その他の必要な支援を行う。

(2) また、アパートを借りる際の当面の間の賃借料や就学に必要な資金等の貸付けを行う生活福祉資金制度や、雇用促進住宅の活用も考えられるので、各都道府県の社会福祉協議会や社会福祉部局、雇用対策部局、住宅対策部局等と連携して対応することが望ましい。

(3) 施設を退所した子どもに対し、相談や定期的な訪問等を行い子どもを見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行うためには、要保護児童対策地域協議会を

活用することが有効と考えられるので、協議会との連携を確保しつつ、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な支援を行う。特に虐待を主訴として施設入所した場合には、退所前に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催して、関係機関で情報を共有し支援について協議する。また、施設退所後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による支援を継続することとし、都道府県は、施設入所等の措置や一時保護の解除後に一定期間、市町村や施設など地域の関係機関と連携し、子どもの家庭を継続的に訪問することにより、定期的に子どもの安全確認や保護者への相談・支援等を行う。

- (4) なお、虐待以外の理由により入所した場合においても、退所前又は退所後において、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関で情報共有を行い、地域における見守りを継続的に行うことが必要である。

5. 障害児入所施設の利用契約等

- (1) 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）への入所は、従来の「措置」と「保護者の申請に基づく契約（以下「契約」という。）」の二通りとなる。
- (2) 保護者等から障害相談等を受けた場合における障害児入所施設等の「契約」に至るまでの手続きは、第3章第5節の「判定」の段階までは同様であり、適切な対応を行う。（この手続きの中で保護者が法第24条の2に基づく施設利用を希望する場合には、障害児入所給付費申請書を提出させる。）

なお、他県において障害判定を受け施設を利用していた場合で当県に転居してきた場合や保護者から障害相談等を経ずに障害児入所給付費の申請があった場合等で市町村の保健師や福祉事務所において施設利用が適当であるという一定の判断がなされている等、措置と同様の手続きを課す必要がないと児童相談所において判断された場合には、上記手続きの一部を省略できるものとする。

- (3) 「判定」の段階において、保護者が障害児入所施設等の利用を望み、契約を結ぶことが可能であると児童相談所長が判断した場合には、これを都道府県等（都道府県知事（指定都市長及び児童相談所設置市長を含む。）（以下「都道府県知事等」という。）から児童相談所長に権限の全部又は一部を委任している場合には、児童相談所長。以下(4)において同じ。（ただし、※部分を除く。））に報告し、都道府県等は入所受給者証を利用者に交付する。（法第24条の3第6項）

- (4) 一方で、障害児入所施設等の利用を希望した者のうち児童相談所長の判断により、「措置」による入所が必要と判断される場合には、児童相談所長は、都道府県等に対して「措置」が適当である旨の意見を付す（法第26条第1項）。都道府県等は児童相談所長の意見を踏まえ、「措置」が適当であると判断した場合には、「却下決定通知書」を利用者に通知をするとともに、その後の対応については、1の「措置の決定等」により実施されたい。

なお、施設利用が適当でないと判断される場合については、却下理由の説明を行うとともに「却下決定通知書」を利用者に通知する。（※）

※ 都道府県等の障害児入所給付費に係る処分に不服がある保護者は、都道府県知事等に行政不服審査法に基づく「審査請求」を行うことができる。

※ 措置が必要であるかの判断基準については、以下のとおり。

- ① 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- ② 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準じる状態である場合
- ③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

判断基準については、「障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について（平成21年11月17日障障発1117第1号）」通知及び「障害児入所給付費等の入所給付決定について（平成24年3月30日障発0330第15号）」通知を参照すること。

- (5) 「契約」における入所の場合は児童相談所において施設との事前調整は必要としないが、都道府県等は利用者に対する「あっせん」又は「調整」を行うこととされており（法第24条の19）、児童相談所においても情報提供等利用者の利便向上に努めるものとする。
- (6) 児童相談所及び都道府県等は、「契約」により障害児入所施設等に入所している障害児も含め生活実態の把握に努めるため、障害児入所施設等と相互連携を十分に図るよう留意する。当然のことながら「懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる」場合にあっては、契約による入所であるかどうかにかかわらず子どもの権利を擁護するための対応が求められる。
- (7) 一方で障害児入所施設等から「契約」により入所した子どもについての相談を受けた場合には、必要に応じ、子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、定期的に施設を訪問する等相互の連携を十分に図るよう留意する。
- (8) 他の機関において障害児入所施設等の利用に係る手続きを行う自治体においては、子どもの健全育成の観点から必要に応じて情報を共有するなど関係機関との連携を図ること。
- (9) なお、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）において、「都道府県は市町村と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、指定障害児入所施設等に入所が必要な障害児のニーズを把握し、地域の実情を踏まえて設定するとともに、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要」とされていることから、児童相談所においても、適切に対応願いたい。
- (10) 障害児通所支援については、児童相談所は以下の対応が求められる。

- ① 市町村が障害児通所給付支給要否決定を行うにあたって、児童相談所等の意見を聞くことが必要と認めるときは、その求めに応じて意見を述べること（法第 21 条の 5 の 7）
 - ② 都道府県は市町村の求めに応じ障害児通所給付費等の通所給付に係る業務に関し、児童相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うこと（法第 21 条の 5 の 10）
- (11) 里親又はファミリーホームに委託されている子ども及び乳児院又は児童養護施設に入所している子どもが障害児通所支援を受けるに当たっては、児童相談所は、当該児童の最善の利益を確保する観点から、その必要性について十分検討し、市町村との十分な連携を図ること。
- (12) 上記に記載していない事項については、当節の 1 ~ 4 を参考に取扱うこと。

第 7 節 児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）

- (1) 児童自立生活援助事業は、義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない 20 歳未満の子ども（以下この節において「満 20 歳未満義務教育終了児童等」という。）及び大学等に就学中であって、満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子ども（満 20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満 20 歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。以下この節において「満 20 歳以上義務教育終了児童等」という。）を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業である。本事業の運営主体は都道府県、市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等である（法第 6 条の 3 第 1 項）。
- (2) 平成 20 年児童福祉法改正法により、都道府県等は、その区域内における満 20 歳未満義務教育終了児童等の自立を図るために必要がある場合において、その満 20 歳未満義務教育終了児童等から援助の実施について申込みがあったときは、その援助及び生活指導等を行わなければならないこととされた。また、平成 28 年児童福祉法等改正法により、満 20 歳以上義務教育終了児童等の自立を図るために必要がある場合において、その満 20 歳以上義務教育終了児童等から援助の実施について申込みがあったときは、その援助及び生活指導等を行うよう努めなければならないこととされた。なお、都道府県等は、市町村等から援助の実施が適当であると認める満 20 歳未満義務教育終了児童等について報告を受けた場合は、必要があると認めるときは、その満 20 歳未満義務教育終了児童等に対し申込みを勧奨しなければならない（法第 33 条の 6）。
- (3) 本事業の対象となるのは、法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置を解除された者その他の者であって、都道府県知事等がその者の自立のために援助及び生活指導が必要と認めた者である。

(4) 児童相談所(都道府県等から委任されている場合)は、児童自立生活援助を希望する者から申込みがあったときは、必要に応じて保護者等と面接を行い、その意向の把握等に努めるとともに、その者が措置を解除された施設等の協力を求めその意見を聴取する。また、受入れの可否や受入れの時期、受入れ後の援助等について運営主体とも十分な調整を図ったうえで、援助方針会議を経て実施の決定を行う。

(5) 児童相談所は、児童自立生活援助の実施の決定又は解除の決定をした場合には、その旨を当該者及び運営主体の長に通知するとともに、保護者にも連絡する。

ただし、当該者が保護者による虐待を理由として保護者への連絡を拒む場合など保護者へ連絡することにより当該者の保護に支障を来すおそれがあると認める場合は、当該者の年齢等を考慮しつつ、保護者への連絡を見合わせるなど柔軟に対応することも考えられる。

(6) 児童相談所は、児童自立生活援助の実施の開始後も必要に応じ、運営主体の長から入居者の援助に関する報告を徴するとともに、入居者や保護者等に対する調査、診断、判定、援助を行い、自立援助ホームを訪問し、また、運営主体と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図るよう留意する。

(7) 児童相談所は、児童自立生活援助の実施を解除する場合は、その入居者の自立が円滑に行われるよう特に配慮するとともに、必要に応じ福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、その入居者の雇用先事業所、公共職業安定所、学校等と連携を図りながら、その入居者の自立に向け引き続き必要な援助を行う。

なお、児童相談所は、児童自立生活援助の実施を解除する場合は、その入居者に対し解除の理由について説明するとともに、その意見を聞く。ただし、入居者から解除の申出があった場合においては、この限りでない(法第33条の4)。

(8) 近年、虐待を受けるなど、よりきめ細かな手厚い支援を要する子どもが増加しているが、こうした子どもが児童福祉施設退所後等に直ちに社会的に自立することは容易ではない。このため、平成16年児童福祉法改正法により、児童自立生活援助事業の内容として、日常生活上の援助及び生活指導に就業支援を加えるとともに、あわせてこうした者について相談その他の援助を行うものとされたところである。児童相談所においては、これらの援助が円滑かつ適切に行われるよう情報提供その他の必要な支援を行う。

アパートを借りる際の当面の間の賃借料や就学に必要な資金等の貸付けを行う生活福祉資金制度、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度や、雇用促進住宅の活用も考えられるので、各都道府県の社会福祉協議会や社会福祉部局、雇用対策部局、住宅対策部局等と連携して対応することが望ましい。

児童自立生活援助事業の対象となっていた者に対し、相談や定期的な訪問等を行うとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行うためには、要保護児童対策地域協議会を活用することも有効と考えられるので、協議会との連携を確保しつつ、その者

が新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な支援を行う。

児童自立生活援助事業については、本指針に定めるほか、平成 10 年 4 月 22 日児発 344 号「児童自立生活援助事業の実施について」による。

第 8 節 福祉事務所送致等

- (1) 次の場合においては、福祉事務所に送致又は市町村に報告又は通知しなければならない。
 - ① 子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合（法第 26 条第 1 項第 4 号）
 - ② 助産、母子保護の実施が必要である場合（法第 26 条第 1 項第 5 号）
 - ③ 保育の実施が必要である場合（法第 26 条第 1 項第 5 号）
 - ④ 法第 21 条の 6 の規定による措置が適当であると認める場合（法第 26 条第 1 項第 6 号）
 - ⑤ 15 歳以上の子どもについて障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。）を利用するすることが適当である場合（法附則第 63 条の 2、第 63 条の 3）
- (2) これらの場合には、子どもや保護者等の意向を確認し、援助方針会議等で検討する。
- (3) 福祉事務所に対する送致書等には、原則として保護者等の同意を得た上で子どもの援助に参考となる資料及び援助指針（援助方針）を添付する。また、事前に電話連絡をとる等子どもや保護者の利便を図る。

第 9 節 家庭裁判所送致

1. 法第 27 条第 1 項第 4 号の規定に基づく送致

- (1) この措置は、触法少年及びぐ犯少年について、子どもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適當と認められる場合に行う。

平成 19 年の少年法改正により、児童相談所は、触法少年に係る重大事件につき警察から送致された場合には、事件を原則として家庭裁判所に送致しなければならないこととされた。ただし、個々の事案によっては、少年の年齢や心身の発達の程度等に照らし、家庭裁判所の審判を経るまでもない場合もあると考えられることから、児童相談所長等が送致を受けた事件を調査した結果、家庭裁判所送致の措置をとる必要がないと認める場合は、この原則が適用されないこととされた。このため、各児童相談所においては、個々の事案に即し、適切に対応することが求められている。

- (2) 児童相談所における相談援助活動は、児童福祉の理念及び児童健全育成の責任の原

理に基づき行われるものであり、その目的は子どもの福祉を図り、その権利を擁護することであるから、子どもの態様や家庭環境等に照らしてその子どもの福祉を図る観点から家庭裁判所の審判に付することが適當と認めた場合である。従って、送致の決定は、相談（通告）～調査・診断～判定～（一時保護）～援助の決定といった過程を経てなされることが原則であり、適切な調査・診断を行った上で、決定するものとする。

特に、児童相談所に係属したことのない子どもについてこの送致を行う場合には、児童相談所による実質的な判断を可能とするため、一時保護、委託一時保護等、児童相談所の持つ機能を十分に活用して行う。

- (3) 家庭裁判所の審判に付することが子どもの最善の利益を確保する観点から適當と認められる例として以下に掲げる場合がある。
- ① 児童自立支援施設入所の措置をとることが適當と判断される子どもについて、その親権を行う者又は未成年後見人がその措置に反対し、かつ法第 28 条の要件に合致しない場合に、少年法第 24 条第 1 項第 2 号の保護処分により児童自立支援施設に入所させることが相当と認められる場合
 - ② 児童自立支援施設入所児童等を少年法第 24 条第 1 項第 3 号の保護処分により少年院に入院させることが相当と認められる場合
 - ③ 非行の重大性にかんがみ、家庭裁判所の審判を通じて非行事実を認定した上で適切な援助を決定する必要性が高いと考えられる上、被害者保護という観点からも、少年法の手続によって事実解明等を行う必要があると考えられる場合
- (4) 家庭裁判所に事件を送致するに当たっては、親権を行う者又は未成年後見人等保護者及び子どもに対し事前にその事情を十分に説明する。また、審判の結果について親権を行う者又は未成年後見人等保護者及び子どもに予断を与えることのないよう留意する。
- (5) この送致は、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対し、根拠法令の条項及び少年審判規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 33 号）第 8 条第 1 項に定める事項、子どもの援助に関する意見を記載した送致書（別添 12 参照）により行う。この場合、書類、証拠物、その他参考となる資料があるときは併せて送付し、また、文書のみでなく家庭裁判所と十分な連絡を行う。

なお、平成 19 年の少年法改正により、警察官が触法少年に係る事件調査をするについて必要があるときは、押収、捜索などができる旨が規定されたことから、警察官が盗品などを証拠物として押収することもある。警察官が押収した証拠物については、事件が児童相談所長に送致され、その後家庭裁判所に送致された場合は警察官が家庭裁判所に送付しなければならないものとされている。また、事件が家庭裁判所に送致されなかつた場合には押収物を留置する必要がなくなると考えられるので、警察官が還付手続をとることとなる。

このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に直ちに通知（別添13）することが必要である。

さらに、平成20年の少年法改正により、故意の犯罪行為により被害者を死傷させるなどの極めて重大な事件について、被害者等による少年審判傍聴制度が導入されたところであり、警察官から児童相談所長にこうした事件が送致された場合であって、

- ① 都道府県警察からの送致書類に傍聴希望に関する伝達に係る記載があった場合、
 - ② 又は送致書類を受理した後に、都道府県警察より、被害者等の傍聴希望に関して、送致書類等への付記を依頼する連絡があった場合、
- には、確実に家庭裁判所に伝達することが必要である。

2. 法第27条の3の規定に基づく送致

- (1) この送致は、児童自立支援施設に入所中、又は一時保護中の子どもであって無断外出等が著しく、親権行使又は一時保護として認められる場合を除き、行動自由の制限を行う真にやむを得ない事情があると認められる場合に行う。
- (2) 「強制的措置を必要とする」とは、主として子どもが任意に出られないような設備のある特定の場所に入所させ、その行動を制限し又は自由を奪うことが必要とされる場合を言うが、これ以外の方法で親権の範囲を超えて子どもの意思に反してその身体の自由を拘束する場合、たとえば無断外出を防ぐため一室に入所させておくような場合も本条に該当する。
- (3) この送致を受けた家庭裁判所が少年法第18条第2項の規定に基づき、強制的措置をとることのできる期限を付し、とるべき保護の内容その他の措置を指示して、事件を児童相談所に送致した場合には、当該児童相談所は、家庭裁判所の指示に従ってこの措置をとる。
- (4) 本条による送致も法第27条第1項第4号の規定に基づく送致と同様の手続により行う。なお、本条による送致で求めた強制的措置の許可が得られなかったときのために、予備的に法第27条第1項第4号の規定に基づく送致を併せて行う場合には、その旨を明記する。
- (5) 家庭裁判所送致については、本指針に定めるほか、次の通知による。
 - ① 昭和24年6月15日発児第72号「児童福祉法と少年法との関係について」
 - ② 昭和25年7月31日児発第505号「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」

第10節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

- (1) 申立ての趣旨
施設入所又は里親等委託（以下「施設入所等」という。）の措置を採るに当たって

は、施設入所等後の子どもに対する援助及びその家庭環境の調整を円滑に図る観点から、親権を行う者又は未成年後見人の意向を十分聴き、その同意を得て行うことが望ましいが、これが困難な場合には、子どもの最善の利益を最優先した措置が確保されるよう、この申立てを行う。具体的には次の場合に行う。

- ① 保護者が、その子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害する場合（これらをまとめて以下「虐待等」という。）において、法第 27 条第 1 項第 3 号の措置をとることが子どもの親権を行う者又は未成年後見人の意向に反する場合
- ② 上記①に該当する子どもで、子どもを現に監護している者から、親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが子どもの福祉のため不適当であると認めるときにおいて、法第 27 条第 1 項第 3 号の措置をとることが子どもの親権を行う者又は未成年後見人の意向に反する場合

(2) 親権喪失等の審判との関係

親権喪失等の審判により親権者等の親権が制限されている場合には、未成年後見人又は職務代行者の意に反しない限り法第 28 条の承認を経ることなく施設入所等の措置を探ることができる。このように、親権者の意向に反して施設入所等の措置を探ることを目的とする場合には、いずれの手続によっても可能である。このような場合には、保護者がその後の保護者指導に従う意欲を削がない観点から、親権喪失等の審判の請求に先立って、法第 28 条の規定に基づく施設入所等の措置により対応できないか検討し、同措置による対応が適切ではない場合や同措置を採ってもなお子どもの福祉が害される場合に、親権喪失等の審判の請求を行うことを原則とするが、事案に応じて適切な方法を選択する。

具体的に、親権喪失等の審判の請求を検討する場合の例としては、2. (4) のア(ア)(イ)に掲げる場合が想定される。このように、施設入所等の措置だけでなく、施設入所後に不当な主張や行為を繰り返すことが見込まれる場合（例えば、医療行為を拒否する場合、教育や就職について協力が得られない場合）など、子の利益のために親権を制限すべき場合には、親権喪失等の審判により対応する必要がある。

また、施設入所等の措置を探った後に、必要に応じて親権喪失等の審判の請求を附加的に行うこととも考えられる。

なお、両手続は要件が異なるほか、法第 28 条の承認手続による場合には、法第 28 条第 4 項、第 6 項又は第 7 項に基づく家庭裁判所から都道府県に対する指導勧告の対象となり得ること、児童虐待防止法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく接近禁止命令の対象となり得ること、親権喪失等の場合と異なり、戸籍への記載がされないこと等の点で異なることに留意されたい。

(3) 強制入所措置の期間及び期間の更新

法第 28 条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から 2 年を超えてはな

らない。このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の子どもが家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活することができるようすることに向けて、保護者に対する指導や里親等に委託や施設に措置された子どもの訪問面接等に努めるものとする。

しかしながら、当該施設入所等の措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者がその子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しくその子どもの福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（法第 28 条第 2 項）。

特に、施設入所等の措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定は、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や子どもの心身の状態等を考慮することが明確化されたものであり、その経緯を踏まえ、適切に対応すること。

なお、この 2 年の期間制限は、法第 28 条の規定による措置を対象とするものであるため、例えば、法第 28 条の規定による措置を開始し、保護者に対する指導等に努めたものの、保護者に将来にわたり子どもを引き取る意思が全くない状態になったことなどから、措置を法第 28 条に基づくものから保護者の同意に基づくものに変更した場合などには、その制限は及ばないものである。

措置の解除は、措置期間が 2 年以内であっても可能である。その際には、本章第 4 節 3 「措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長」に従い実施するものとする。

(4) 家庭裁判所への承認の申立て

ア 承認の位置付け

この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第 234 条から第 238 条までに基づき手続を行う。

イ 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

家事事件手続法第 234 条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。

申立てを行う場合には、必要に応じて、事前に家庭裁判所の家事手続案内（手続についての一般的な説明案内）を利用する。

また、申立て後の迅速かつ適正な審理を期すため、申立てに先立って、申立予定期について家庭裁判所に情報提供することが望ましく、また、参考となる情報（子どもの現状、今後心配される事項、今後の児童相談所の関与の予定等）を整理しておくことが望ましい。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自序処理することも可能である（家事事件手続法第 9 条第 1 項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に措置期間の更新の承認に関する審判を申し立てることについて、措置

先が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、最初の承認時の家庭裁判所に自序処理を求めることも検討する。

ウ 申立ての提出書類

申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるよう必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。

(ア) 申立書

家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則(平成24年最高裁判所規則第8号)第37条第1項に基づき、申立書に申立ての趣旨及び理由を記載するほか、事件の実情（事案の概要、当事者、事実経過、親権者等による子どもの福祉を侵害する行為の内容、親権者等の態度、保護者指導の経過、親子分離の相当性等）を記載する。

申立ての趣旨には、承認を求める措置の種類（施設類型等）を記載する必要があるが、措置を採る必要性のある複数の類型について承認が得られた事例もあることから、例えば、児童の成長に伴って、乳児院から児童養護施設への変更が見込まれる場合など、複数の類型について承認を得ることが適当と考える場合には、複数の類型について承認を求めることも可能である。

ただし、施設入所等の措置の必要性は認められるものの、当該申立てに係る施設類型等が不適当であることのみを理由に却下の審判がなされた場合においては、一時保護を解除することが無いよう、取扱いについて留意する。こうした場合においては、施設類型等を変更した上で、再度申立てを行うことを検討すること。

詳細については、別添14（様式例）を参考とされたい。

(イ) 証拠書類

家事事件手続規則第37条第2項に基づき、申立書とともに証拠書類を提出する。証拠書類としては申立ての趣旨に応じて、次のものを添付するほか、申立ての理由及び事件の実情を明らかにするために必要なものを添付することが考えられる。

- ① 虐待等の状況、子どもの状況（一時保護中の生活状況等を含む。）、保護者の監護態度等の問題点（暴力、飲酒、健康状態等）及び児童相談所との関わりについて、児童記録票、行動観察記録等から必要部分を抜粋してまとめたもの
- ② 虐待等の状況を明らかにする写真（撮影者、日時、場所を記載した写真撮影報告書）等の資料、子どもの身体的発育（低身長、低体重）、知能、情緒面について児童記録票、行動観察記録等から必要部分を抜粋してまとめたもの
- ③ 虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書（必要に応じてカルテ、レントゲン写真等）、意見書等
- ④ 保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等
- ⑤ 援助指針（援助方針）のほか、措置期間の更新の場合には、自立支援計画などの書類（保護者指導の効果（これまでの保護者指導の経過や保護者の現状等）な

どを明らかにする書類を含む。)

(ウ) 進行に関する参考事項、証拠の説明

① 進行に関する参考事項

迅速かつ適切な審理に資するために、子どもの年齢、居所等、虐待の種類、緊急を要する事項等、保護者の認否、意向、出頭見込み等の参考事項を記載して家庭裁判所に提出することが有益である。具体的な記載事項等については、各児童相談所と各家庭裁判所の協議等により定める。

② 証拠説明書

証拠の標目、作成者、作成日時、立証趣旨等を簡潔に記載した証拠説明書を作成して家庭裁判所に提出することが有益である。具体的な書式等については、各児童相談所と各家庭裁判所の協議等により定める。

(エ) 添付書類

- ① 子どもの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ② 親権者（子どもと別戸籍の場合）、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ③ 都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し
- ④ 上申書（審判前の勧告を求める場合）
- ⑤ 委任状（手続代理人がいる場合）

(オ) 申立書等の提出に当たっての留意事項

① 申立書の記載

申立書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付される。したがって、児童相談所としては、常に開示が原則という認識で記録を作成し、裁判所提出資料を準備する必要がある。

② 記録の閲覧謄写

家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならず、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができる（家事事件手続法第47条）。保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ関係記録を整理する必要がある。具体的には、申立書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、経過を報告する資料として既存の資料をそのまま提出するのではなく、審理に必要な情報のみを抽出した経過報告書を作成すること、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること（この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。）

等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、提出する書面の全部又は一部の非開示を希望するとして、「非開示の希望に関する申出書」を提出するとともに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するのかを記載することとなっている。非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを決めることになるため、なお閲覧謄写の可能性がある点に注意を要する。

(5) 措置更新の承認の申立ての際の留意事項

措置の期間の更新に際して行う本申立てについては、保護者に十分な説明を行った上で行なうことが望ましく、また、家庭裁判所において審理が行われ、かつ、その審判が確定するためには一定の期間を要することから、事案ごとに、措置開始（又は更新措置開始）から2年が経過する日から審理及び審判の確定に要する期間（2～3か月程度）を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立てを行う。

しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、措置開始（又は更新措置開始）から2年が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、都道府県等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を探ることができる。（法第28条第3項本文）

(6) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い

家庭裁判所において申立てを却下する審判（措置の期間の更新を認めない判断）が出されたケースであっても、この審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2週間）が満了していない場合は、法第28条第3項本文に基づき引き続き当該措置を探ることができる。ただし、確定していない下級審の審判とはいえ措置の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、このようなケースで当該措置を継続することができるのは、申立てを却下する下級審の判断が出ていることを考慮してもなお当該措置を探る必要があると認める場合に限られているのであるから（法第28条第3項ただし書）、継続の要否については慎重に検討する必要がある。

(7) 家庭裁判所における審理

家庭裁判所は、この申立てがあった場合は、都道府県等に対し、期間を定めて、当該申立てに係る保護者に対する第27条第1項第2号の措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる（法第28条第4項）。

この家庭裁判所による報告・意見の聴取については、審判の申立前に行った保護者指導措置の結果に関する報告・意見のほか、申立てを契機に保護者が児童相談所の指導に従い、養育態度の改善につながる可能性があると判断する事例などで申立後の保護者指導の結果に関する報告・意見が求められることもある。

こうした報告・意見の聴取を行うか否かは家庭裁判所の判断によるが、その迅速かつ適正な審理を期すため、申立前のものは家庭裁判所から求められるまでもなく申立時に、申立後のものは家庭裁判所から定められた期間内に、その結果及び意見を提出することが必要である。

(8) 家庭裁判所による指導勧告

平成29年児童福祉法等改正法により、児童虐待を行った保護者等への指導の実効性を高めるため、家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告すること（以下「承認の審判時の勧告」という。）ができること（法第28条第6項）に加え、措置に関する承認の申立てがあった場合は、都道府県等に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること（以下「審判前の勧告」という。）ができる（法第28条第4項）こととされるとともに、審判前の勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであって、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること（以下「却下の審判時の勧告」という。）ができる（法第28条第7項）とされた。

また、家庭裁判所は、これらの勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとされた（法第28条第5項及び第8項）。

なお、家庭裁判所から指導勧告書の写しを保護者に送付するという運用がなされている事例もある。

このため、児童相談所としては、家庭裁判所から保護者への通知に加え、指導勧告書の写しの保護者への送付が保護者指導に効果的であると判断する場合には、指導勧告書の写しの送付が必要である旨を明確にした上で、指導勧告を求める旨の上申書を家庭裁判所に積極的に提出し、家庭裁判所はそれを踏まえて指導勧告書の写しを保護者に送付することが相当かを判断し、相当と認める場合にはこれを保護者に送付することが考えられる。

ア 指導勧告を求めるケース

(ア) 審判前の勧告を求めるケース

次の事例のように、保護者によるネグレクトが続いているため家庭裁判所へ承認の申立てを行ったが、家庭裁判所の勧告の下で実効性ある保護者指導が行われれば、家庭での養育が可能と考えられる場合などが想定される。

- ① 子どもの自宅が、物が散乱し、異臭がするなど、いわゆる「ゴミ屋敷」になっているほか、電気、ガス等のライフラインが断続的に停止するなど、子どもの生活環境が著しく損なわれる不適切な養育状況が続いているが、保護者が対応・支援を拒否し続けている事例
- ② 保護者のネグレクトを原因とする法第28条に基づく親子分離中に、一定期間保護者指導プログラムを受講している保護者につき、プログラムの受講完了後、更に、プログラム受講の効果を見極めるため、親子生活訓練室での宿泊や一時帰宅を実施する必要があると求めているにもかかわらず、保護者はプログラムの受講が完了したらすぐに子どもを帰宅させるよう主張し続けており、法第28条第2項ただし書に基づく更新の審判に当たって、このような状態が続く限りは親子分離を続けざるを得ない事例

(イ) 承認の審判時の勧告を求めるケース

次の事例のように、保護者の行為が子どもの福祉を害していることを保護者に認識させるために客観的な立場からの指摘が有効であると考えられる場合などが想定される。

- ① 保護者が虐待等を認めず、児童相談所による指導が進まない事例
- ② 保護者がしつけと称して自らの暴力の原因が子どもにあると主張する事例
- ③ 保護者の虐待等の結果として子どもが深夜はいかい、家出等を繰り返している場合であって保護者に虐待に対する認識を改めさせる必要がある事例

(ウ) 却下の審判時の勧告を求めるケース

却下の審判時の勧告は、審判前の勧告が行われた場合において、審判後も引き続き家庭裁判所の勧告に基づく実効性ある保護者指導を行うことが有効であると考えられるときに審判前の勧告と同様の勧告を求めることが想定される。

イ 上申書の提出時期

(ア) 審判前の勧告を求めるケース

審判前の勧告を求める場合は、申立前に審判前の勧告を求める事とするか検討を行い、勧告を求める場合には、原則として、申立時に申立書と併せて上申書を提出すること。

(イ) 承認の審判時の勧告を求めるケース

承認の審判時の勧告を求める場合は、審問や事実の調査における保護者の陳述や態度も踏まえ、家庭裁判所に提出すべき時期を確認の上、速やかに提出すること。

(ウ) 却下の審判時の勧告を求めるケース

却下の審判時の勧告は、審判前の勧告が行われた場合においてのみ、勧告することができることから、審判前の勧告に対する保護者の取組状況を踏まえ、勧告を求める事とするか検討を行い、勧告を求める場合には、原則として、審判前の勧告を踏まえた保護者指導の結果報告とあわせて、上申書を提出すること。

ウ 上申書の様式、記載する内容

上申書には、次の内容を記載する（別添15（様式例）参照）。

- (ア) 保護者指導の必要性、児童相談所が予定している指導の内容とこれにより期待される効果
 - (イ) 裁判所に指導勧告を求める理由、必要性
 - (ウ) 指導勧告書への記載を希望する内容、審判前の勧告を求める場合は、その期間
 - (エ) 指導勧告書の写しの保護者への送付の要否

エ 上申書を作成するに当たっての留意点

保護者指導のためには、保護者が自らの行動や認識の問題点・改善すべき点を認識できるよう、勧告を行った旨の通知とあわせて、第三者的な観点から、これらの問題点・改善すべき点や、虐待等に至った経緯・背景について具体的に指摘された指導勧告書の写しが保護者に送付されることが望ましい。

例えば、保護者が虐待等の原因は子どもの非行にあると主張しているものの、客観的には、子どもの非行の原因は保護者に対する反発にあると考えられる場合には、その点が記載された指導勧告書の送付により、保護者が問題を認識し、行動の改善につながる可能性がある。

また、保護者に改善の意欲や努力が認められる場合には、改善を更に促すため、指導勧告書において、その点に言及されることが望ましい。

他方、指導勧告書において、通信・面会をすることが望ましいという趣旨の記載がされた場合には、保護者や子どもの状況にかかわらず、保護者がこれに基づき通信・面会を求め、子どもの監護に悪影響を及ぼす可能性もあることから、このような可能性がある事案については、その旨を上申書に記載するなどして家庭裁判所に配慮を求めることが考えられる。

以上のように、上申書の記載内容については、保護者指導に悪影響を与えることのないように留意する必要がある。

なお、審判前の勧告は、家庭裁判所が措置の承認の申立てを承認するか、又は却下するかを判断するために必要な場合に行われるものであることから、家庭裁判所は、少なくとも申立て時点において、保護者がその児童を虐待し、著しく監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合（法第28条第1項）に該当することが明らかであれば、審判前の勧告を行うことなく申立てを承認することが見込まれ、反対に、該当する見込みがなければ、審判前の勧告を行うことなく申立てを却下することが見込まれるため、留意すること。

また、審判前の勧告を受けて行う保護者指導の結果は、家庭裁判所の判断の一材料となるため、勧告内容は保護者指導の結果が把握しやすいよう、具体的かつ客観的に上申書に記載すること。さらに、家庭裁判所は保護者指導の期限を定めて勧告することから、上申書の作成に当たっては、その期間についても記載すること。こ

の場合、保護者指導の結果も踏まえ、審判がなされると考えられることから、概ね2～3か月程度の期間を設定することが考えられる。

オ 指導勧告を受けての対応

家庭裁判所から指導勧告が行われた場合には、これを踏まえ、都道府県知事による保護者に対する勧告を行うなど実効性のある保護者指導を行うこと。また、審判前の勧告が行われた場合には、勧告で定められた指導期間経過後、速やかに家庭裁判所に対して指導の結果を報告できるよう、定期的に保護者指導の経過をまとめること（保護者指導の結果報告の様式は別添16（様式例）参照）。

(9) その他

この申立てについては、本指針に定めるほか、平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」による。

2. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求

親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるから、不適切な行使をしている父母があった場合には、適切な行使をするよう指導する。その上で、不適切な行使が改まらず、子の福祉を守り難い場合には、児童相談所長は、法第33条の7の規定に基づき、家庭裁判所に対して親権喪失等の審判の請求を行うことを検討する必要がある。

また、児童虐待防止法でも、第11条第5項において、児童相談所長は、同条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、親権を行わせることが著しく子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて適切に法第33条の7の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされている。

これらの規定に基づき、子の利益を最優先に考え、適切に親権喪失等の審判の請求を行う必要がある。親権喪失等の審判の請求の検討に当たっては、子の意向を十分配慮するものとする。

なお、親権喪失等の審判の請求並びに3.の未成年後見人の選任及び解任の請求は、子ども及び18歳以上の未成年者（2.及び3.において「子ども等」という。）について行うことができることから、18歳以上の未成年者に係る親権喪失等の審判請求に関しても相談援助を行う。

また、保護者指導に当たっては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

(2) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の趣旨

ア 親権喪失

児童相談所長は、父母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他親権の行使が

著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときは親権喪失の審判の請求をすることができる。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがある場合には、親権喪失の請求はできず、親権停止の審判の請求を行うこととなる。

なお、親権喪失の請求を行った場合であっても家庭裁判所の判断により親権停止の審判がされることもあり得る。

また、親権喪失の場合でも、その後の保護者指導の効果により子の家庭復帰が可能となり、親権の回復が適当である場合には、取消請求を行うことができる。

イ 親権停止

児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、親権停止の審判の請求をすることができる。

親権停止の制度は、2年を超えない範囲内で期限を区切って親権を制限するものであり、親権を喪失されるまでには至らない事案や、親権者が子ども等に必要な医療を受けさせることに同意しない場合など、一定期間の親権制限で足りる事案について活用を検討する。

また、一定期間経過後にあっても父母の対応に改善が見られず、引き続き、親権を制限すべき場合には、再度、親権停止の審判を請求することもできる。

親権停止制度では、一定期間経過後の親権の回復や家族の再統合が想定されており、児童相談所が保護者支援・指導を進め、将来の親子再統合に結びつけることが期待される。

なお、親権停止の場合でも、親権喪失の場合と同様、親権の回復が適当である場合には、取消請求を行うことができる。

ウ 管理権喪失

児童相談所長は、父母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、管理権喪失の請求をすることができる。

なお、取消請求については、親権喪失等と同様である。

(3) 法第28条の規定に基づく手続との関係

親権者の意向に反して施設入所等の措置を探ることを目的とする場合には、法第28条の規定に基づく措置と親権喪失等の審判による親権の制限、いずれの手続によっても可能である。両者の関係については、前記1.(2)(親権喪失等の審判との関係)を参照すること。

(4) 親権喪失又は親権停止の審判の請求の検討

ア 親権喪失又は親権停止の審判請求を検討する事例

次の(ア)及び(イ)に掲げる事例のように、親権者等の身上監護権を含め親権を制限する必要がある場合には、親権喪失又は親権停止の審判の請求について検討する。

(ア) 親権者が不当な行為や主張を繰り返し、又は繰り返すおそれがあり、子どもの安定した監護が損なわれるおそれがある場合

<具体的な事例>

- a 児童相談所や施設の指導にもかかわらず、親権者が施設入所中の子を施設から強引に連れ戻そうと繰り返し試みる場合
 - b 子に医療行為が必要であるにもかかわらず、親権者が子の医療行為に同意しないことにより医療機関が医療行為を手控え、実施できない場合
 - c 都道府県知事による保護者指導の勧告に従わず、親権行使が著しく子の福祉を害する場合
- (イ) 保護者指導によっても将来にわたり親権者の対応や親子の関係に改善が期待できず、家族再統合（家族引取り）が見込めない場合

<具体的な事例>

- a 親権者による重度の身体的虐待やネグレクトにより子が重度の障害を負うなどしており、親権者の対応や親子の関係に改善が期待できない場合
- b 親権者により重度の性的虐待が行われており、親権者の対応や親子の関係に改善が期待できない場合
- c 親権停止がなされているにもかかわらず、親権者が保護者指導に従わず、親権者の対応や親子の関係に改善が期待できない場合

イ 検討順位

親権者の将来の改善意欲を削がない観点から、親権喪失に優先して親権停止の審判の請求を検討することを原則とするが、事案に応じて適切な方法を選択する。

特に、ア(イ)の事例のように将来にわたって改善が見込めず、当初より2年以内にその原因が消滅する見込みがないと考える場合には、親権喪失の審判の請求を行うことも可能である。

なお、親権者が親権を喪失した場合であっても、その後の保護者指導の効果により家庭復帰が可能となり、親権の回復が適当である場合には、取消請求を行うことができる。

また、親権喪失の請求を行った場合であっても家庭裁判所の判断により親権停止の審判がされることもあり得ることから、いずれの請求が適当か判断が困難な場合には、親権喪失を請求することもできる。

ウ 参考とすべき通知

アに掲げる事例において親権者による不当な妨げに該当するかの判断については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を、親権者が医療の受診に同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

(5) 管理権喪失

次に掲げる事例のように、財産管理権のみを制限する必要があり、身上監護権を制限する必要がない場合には、管理権喪失の審判の請求を検討する。

施設入所中の子について、監護面の問題は生じていないものの、子に多額の財産があるため、親権者が子の利益に反して財産を損なうおそれがある場合

(6) 親権喪失等の審判の請求手続

ア 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

親権喪失等の審判の請求は、家事事件手続法第167条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して児童相談所長名で申立てを行う。

申立てを行う場合には、必要に応じて、事前に家庭裁判所の家事手続案内（手続についての一般的な説明案内）を利用する。

また、申立て後の迅速かつ適正な審理を期すため、申立てに先だって、申立予定期を家庭裁判所に情報提供することが望ましく、また、参考となる情報として子どもの状況（居所、連絡先、面接場所、心身の状況、申立てについての認識等）、保護者の状況（虐待についての認識、施設入所に対する意向確認の状況、申立てについての認識、連絡方法等）のほか、特に緊急を要する事情の有無、今後心配される事項、今後の児童相談所の関与の予定等を整理しておくことが望ましい。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自序処理することも可能である（家事事件手続法第9条第1項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に再度の親権停止の審判を申し立てることについて、措置先が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自序処理を求めるることも検討する。

なお、親権停止期間の満了までの間に、親権停止を再度申し立てる場合、親権停止期間の満了により、当然に親権者が親権を行使できる状態になることから、事案によっては審判前の保全処分の申立てについても検討する。

イ 申立ての提出書類

申立てをするには家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則第37条第1項に基づき、申立ての趣旨及び理由を記載するほか、事件の実情を記載した申立書とともに証拠書類等を提出する。

提出書類に関する留意点、申立書、証拠書類、進行に関する参考事項、証拠の説明は、法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立てにおけるのと同様であることから、1. (3)ウを参照されたい。

(7) 保全処分及び保全処分の手続き

ア 保全処分

親権喪失等の審判があるまでの間、緊急に子ども等を保護する必要がある場合には、家事事件手続法第174条に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及

び必要に応じて職務代行者選任)の申立てを検討する。特に、医療ネグレクトの事案について親権喪失等の審判を請求する場合には、必要に応じて、保全処分を求める。

なお、一般的に、子どもに親権を行う者がいる場合には一時保護中又は里親等委託中の子どもについては児童相談所長が、施設入所中の子どもについては施設長が親権代行者となるため、親権者の職務執行が停止されれば、これらの者が親権代行を行うことから、必ずしも職務代行者の選任が必須となるわけではない。

イ 保全処分の手続

保全処分の申立ては、本案の親権喪失等の審判事件が係属している家庭裁判所に対して児童相談所長名により行う。本案の申立てと同時に保全処分の申立てをすることもできる。

申立書では、求める保全処分(申立ての趣旨)及び保全処分を求める事由を明らかにする必要があり、保全処分を求める事由については、親権の行使が困難又は不適当であることにより、子の利益を(著しく)害する状況(本案請求認容の蓋然性)及び緊急に親権を停止し、子の安全を確保することの必要性(保全処分の必要性)を明らかにし、それを裏付ける証拠書類を添付する。

(8) 親権喪失等審判の請求の際、施設入所等への同意を撤回した場合の取扱い

同意入所等(施設入所等の措置であって、法第28条の規定によるものを除く。)による措置児童について親権喪失等の審判の請求をする場合に、親権者が施設入所等への同意を撤回することが想定される。同意が撤回された場合には、施設入所等の措置の解除及び一時保護を行った上で、親権喪失等の審判の請求の手続を進めることとなる。

親権喪失等の審判が行われたものの未成年後見人が選任されない場合には、児童相談所長が親権を代行することとなり、入所措置が児童相談所長の意に反することは想定されないことから、法第27条第4項が適用されず、入所措置が可能となる。

(9) 他の請求権者による請求に対する援助

子本人や親族などの児童相談所長以外の請求権者が親権喪失等の審判の請求を検討している場合、特に、子本人が請求を検討している場合には、児童相談所長が審判の請求をできることを説明し、請求が適当である場合には、できる限り児童相談所長が請求する。子本人が請求する場合には、求めに応じ協力する。既に申立てが先行している場合も同様である。

(10) 取消請求

親権喪失等の審判の後、子の置かれた状況が改善し、家庭復帰を行うなど措置の解除等を行う場合や、医療ネグレクトの事例で医療行為を行うために親権停止を行ったが、治療が終了した場合などには、親権喪失等の審判の取消しの請求を併せて行う。

なお、医療ネグレクトの場合の親権喪失等の取消し請求については、「医療ネグレ

クトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考されたい。

なお、措置の解除等に当たっては、第5節の3.「措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長」により慎重に判断するものとする。

3. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) 未成年後見人選任

未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がないとき等に開始する（民法第838条第1号）。未成年後見の開始後、家庭裁判所は、親権者の遺言の指定により未成年後見人となるべき者がないとき又は未成年後見人が欠けたとき、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任するとされている（民法第840条）。児童相談所長は、この利害関係人に含まれると解され、法第33条の8第1項では、親権を行う者のない子ども等（子ども及び18歳以上の未成年者）について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないと規定している。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権行使する権限を有する者がない場合及び行方不明である場合などの事実上親権行使することが不可能な場合が想定される。

このような場合であって、子ども等の権利利益の擁護を図るなど子どもの福祉のため必要があるときに、未成年後見人の選任を請求しなければならない。

具体的には、例えば次のアに掲げる事例について未成年後見人の選任を検討することが想定される。

また、特に、法律上の手続や多額の財産の管理が必要であり、法定代理人がなければ手続に支障が生じる場合には、未成年後見人の選任が必要となる。具体的には、次のイの事例が想定される。

なお、未成年後見人の選任の請求を親権喪失等の審判の請求と併せて行う場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないが、両者を関連事件として考慮しつつ家庭裁判所の手続が進められることも少なくないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失等の審判の請求と同時又は請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行われたい。

ア 選任が考えられる具体的な事例

(ア) 子ども等が住居、就労先を確保し、入所措置や里親委託を解除して独立して生計を立てる場合に、その後、子ども等が安定した生活を営むためには未成年後見人による親権の行使が不可欠となることが想定されるため、選任が必要と考えられる場合

(イ) 施設入所等中の子ども等の多額の財産の管理や法律上の手続を行うために親権代

行ではなく未成年後見人の選任が必要な場合など里親、施設等において子ども等の安定した監護のために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合

(ウ) 医療ネグレクトの事案において親権喪失等の審判があった場合に、その後、子ども等に継続的に治療を行うために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合

イ 選任が必要となる具体的な事例

(ア) 次のように法律上の手続を行うために未成年後見人の選任が必要である場合

a 親権者がおらず、また、施設入所中ではないため、施設長による親権代行等がなされない子どもが養子縁組を行うため、法定代理人の承諾が必要な場合

b 多額の相続財産の分割協議が必要である場合

(イ) 不動産等の重要な財産の処分や多額の保険金の受領等、多額の財産の管理のために未成年後見人の選任が必要である場合

(2) 未成年後見人選任の手続

ア 申立ての対象となる家庭裁判所

未成年後見人の選任請求に係る子ども等の住所地の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。選任請求に当たっては事前に当該家庭裁判所と十分に相談し、申立書の記載事項や添付書類等について確認されたい。

イ 未成年後見人となりうる者

(ア) 法人の未成年後見人

未成年後見人には、個人又は法人を選任することができる。法人としては、例えば、子ども等が入所していた児童養護施設を運営する社会福祉法人、子どもの権利擁護の活動を行う法人、子ども等のシェルター（緊急一時避難所）を設置運営する法人などが想定される。

なお、これらの法人を未成年後見人候補者として家庭裁判所に推薦する場合には、当該法人が子ども等の身上監護を適切に行うことのできる態勢を整えているか否かを見極めて行う必要がある。

また、適切な候補者を推薦するためには、日常的に候補者となり得る法人について情報を収集し、適宜連携を図るなどして、受け手を確保するように努めることが必要である。

(イ) 複数の未成年後見人

家庭裁判所は、未成年後見人として複数の者を選任することが可能であり、未成年後見人を追加して選任することもできる（民法第840条第2項）。

複数の未成年後見人が選任された場合には、共同して権限を行使することとなる（民法第857条の2第1項）が、家庭裁判所はそのうち一部の未成年後見人について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる（民法第857条の2第2項）。この場合、その定めがされた未成年後見人は、財産管理権（他の未成年後見人との共同行使）のみを有することとなり、他の未成年後見人が身上監護

権を行使することとなる。

また、家庭裁判所は、財産管理権について、各未成年後見人が単独で行使すべきこと（単独行使の定め）又は複数の未成年後見人が事務を分掌して権限行使すべきこと（事務分掌の定め）を定めることができる（民法第857条の2第3項）。

事務分掌の定めの例としては、弁護士等の専門職と子ども等の親族を後見人に選任し、専門職後見人が財産に関する権限のみを行使することと定めた上、専門職後見人に主要な財産に関する財産管理事務を、親族後見人にその他の財産管理事務（例えば、日常的な財産管理等）を分掌する場合などが想定される。

複数の未成年後見人の選任を請求する場合には、各未成年後見人の役割分担について関係者と相談した上で請求することが望まれる。

ウ 申立書の記載事項

申立書には、次の事項を記載する。なお、書式については、請求先の家庭裁判所に書式を確認されたい。

(ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地及び連絡時に用いる電話番号

(イ) 未成年者（子ども等）の本籍、住所、氏名、生年月日、電話番号、職業又は在校名

(ウ) 申立ての趣旨及び実情（申立ての原因、動機、未成年者（子ども等）の資産収入、取扱経緯等）

(エ) 未成年後見人候補者の本籍、住所、勤務先、氏名、生年月日、職業、電話番号、未成年者（子ども等）との関係（法人の場合は名称、所在地等）

(オ) その他必要な事項

なお、次の(3)で想定されている事例等においては、未成年後見人候補者は、これを探しても見つからなかった場合、空欄にして申立てを行うことができる。この場合においては、候補者を探したが見つからなかった旨等の対応記録を明示した理由書を添付する。

エ 添付書類

次の資料を添付する。なお、必要書類については、請求先の家庭裁判所に確認されたい。

(ア) 未成年者（子ども等）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び住民票又は戸籍の附票（世帯全員の記載のあるもの）

(イ) 親族関係図

(ウ) 未成年後見人候補者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び住民票（世帯全員の記載があるもの）又は未成年後見人候補者を掲げることができないことに係る理由書

候補者が法人の場合は登記事項証明書

(イ) 財産目録及び収支状況報告書

(オ) その他申立書の内容を裏付ける資料（児童記録表等から必要部分を抽出した
経過報告書等）

(3) 未成年後見人請求の間の親権の代行

児童相談所長は、(1)の未成年後見人の選任の請求を行った子ども等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされている（法第33条の8第2項）。

未成年後見人が選任されるまでの間は、施設入所中ではない子ども等について、児童相談所長が親権を行使することとなるが、親権の行使が必要となる具体的な場面としては例えば次のケースが想定される。

ア 子ども等に多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合

イ 子ども等に医療行為が必要であり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合

なお、施設入所中の子ども等については、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、施設長が親権を行うことから、児童相談所長が親権を行うことは想定されない。

(4) 親権代行中の縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続

児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている子ども等に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている（法第33条の8第2項ただし書）。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う（則第36条の28第1項）。

ア 養子にしようとする子どもの本籍、氏名、年令及び性別

イ 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令、性別及び職業

ウ 養親になろうとする者の家庭の状況

エ 縁組を適当とする理由

オ 養子及び養親の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

カ その他必要と認める事項

都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許否の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない（同第2項）。

(5) 未成年後見人選任後の対応

未成年後見人の選任後、児童相談所は、未成年後見人からの子ども等に関する相談に応じ、助言するなどの必要な援助を行う。

また、子ども等の状況を把握する中で、未成年後見人による不適切な権限行使を察知した場合には、速やかに家庭裁判所へ連絡するなど適切に対応する。

未成年後見人解任の請求を行う場合には、親権喪失等の審判の請求に準じて行う。ただし、この請求は、解任される当該未成年後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に對して行う。

第11節 その他未成年者に対する援助

1. 趣旨

児童相談所長は、子ども以外の未成年者（新規ケースも含む。）に対しても、民法上の親権喪失等の審判の請求や未成年後見人の選任請求等を行うこととされている。これらの相談の過程において、18歳以上の者などの未成年者に関しては、次の対応をとることも想定されるところであり、事案に応じて適切な支援を行う。

2. 保護者の不当な介入に対する対応

18歳以上の未成年者については、保護者が子の所在地に押し掛け、つきまとい、面会要求等の不当な介入をする場合には、一時保護や施設入所等の措置をとることができない。

また、親権者以外の親族に監護されている未成年者や、自立したり民間のシェルターで生活している未成年者等については、これらの措置によることが適當ではない場合がある。

このような未成年者に対しては、本人から保護者による虐待やつきまとい等の具体的な内容について聴取した上で、親権喪失等の審判の請求を検討するほか、以下のような支援を行う。

(1) 民事訴訟又は保全処分による措置

裁判所による当該未成年者への面談強要等の禁止を求めるものとして、民事上の差止請求又は民事保全法に基づく仮処分の申立てが考えられる。

具体的には、人格権に基づく妨害排除請求又は被害予防請求としての面談強要等禁止を求める訴えの提起又は訴えの権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分の申立てによることとなるため、必要に応じて弁護士等と相談するよう助言するなどの相談支援を行う。

なお、未成年者は制限行為能力者であり、自ら訴えの提起及び民事保全の申立てをすることができないことから、当事者が親権者である場合には、親権喪失又は親権停止の審判をした上で、法定代理人において訴えの提起等をすることが原則であるが、法定代理人の選任手続を待っていたのでは損害を受けるおそれのある場合など緊急を要するときには、特別代理人の選任を申し立てた上で、親権喪失等の審判を経ずに訴えの提起等をすることも考えられることに留意する。

(2) 警察への相談

保護者が未成年者につきまとい等を行っている場合には、事案によりストーカー行為等の規制等に関する法律や他の刑罰法令に抵触することも考えられることから、必

要に応じて警察に相談するよう助言するなどの相談支援を行う。

第5章 一時保護

虐待等を受けた子どもの一時保護については、「一時保護ガイドラインについて」（平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」、「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」（平成22年9月30日付け雇児総発0930第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」第5章「一時保護」を参照し、子どもの安全確保を最優先とした適切な対応を行うこと。

一時保護の決定に当たっては、「子ども虐待対応の手引き」において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこと。

また、虐待等を受けた子どもの一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰を検討する際には、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容について定めた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）、「措置解除に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成24年11月1日付け雇児総発1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（特に、第5章10.家庭復帰させる場合の子ども・保護者への指導上の留意点）を踏まえ、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」別表において示している「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を活用し、保護者支援の経過が良好であるか否か、地域の支援体制が確保されているかどうかなどについて確認し、一時保護解除後に虐待が再発するリスクを客観的にアセスメントした上で一時保護の解除の決定を行うこと。

さらに、虐待等を受けた子どもの一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰した後は、児童福祉司指導や継続指導を行うほか、要保護児童対策地域協議会を活用するなどにより地域の関係機関が連携、役割分担をしながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係機関と共有すること。家庭復帰後に虐待が再発するなどリスクが高まった場合には、関係機関と連携の上、速やかに安全確認を行い、躊躇なく再度一時保護を行うなど、適切に対応すること。

第6章 事業に係る留意事項

第1節 家庭、地域に対する援助等

1. 家庭、地域に対する援助

児童相談所は、個々の子どもや保護者等に対する相談援助活動のほか、家庭、地域に対する相談援助活動の総合的な企画及びその実施を市町村等の関係機関と連携しつつ、積極的に行っていく。具体的には、次のような活動が考えられる。

- ① 比較的子どもに関する問題の多い地域に対する巡回相談
- ② 子育ての悩みや子どもの悩みについての電話相談
- ③ 不登校児童、障害児及びその保護者等を対象とした療育キャンプ、集団心理療法等の集団指導
- ④ 里親研修会、児童委員研修会
- ⑤ 在宅障害児療育指導
- ⑥ 思春期児童の性等に関する相談
- ⑦ 子どもの相談機関合同一日相談会
- ⑧ 要保護児童対策地域協議会等における各種会議
- ⑨ パンフレットの作成配布、映画、スライド、ビデオ等の作成・貸出し、新聞、テレビ、ラジオ等の活用、講演会、講習会の開催、保育所、学校等他の機関の行う行事への参加等地域住民の知識や意識を深める活動

2. 広報

児童相談所が地域のニーズに即応した業務を積極的に進めていくためには、その業務内容を広く子どもを含む地域住民や関係機関が理解している必要があることから、パンフレット等を作成し保健所、市町村保健センター、福祉事務所、児童館、市町村等の関係機関及び民間団体等に配布するほか、地方公共団体の広報紙に掲載する等の方法により、広報活動を計画的に行う。

3. 調査・統計等

- (1) 児童相談所がその業務を行うためには、住民のニーズを的確に把握する必要があり、調査・統計の事務は極めて重要である。また、児童相談所の企画活動を支え、業務を効果的に行うため、常に調査・研究等に関する諸資料の収集整理等を行っていくことが適当である。
- (2) 過去のケース記録の分析、他の機関の行った調査の分析、独自の調査の実施等にも留意する。

第2節 巡回相談

1. 巡回相談の意義

- (1) 児童相談所は、管轄区域内のすべての子どもに対し、地域に密着した相談援助活動を行うため、積極的に巡回相談を行う必要がある。
- (2) 巡回相談には、個々の子どもや保護者等に対する相談援助活動を目的とするものと、主として地域における児童福祉活動の強化等を目的とするものがある。

2. 対象地域の選定

巡回相談は次のような地域が対象となる。

- ① かなりの人口があるが、遠距離にある等児童相談所を利用するすることが困難な地域
- ② 団地、住宅街等の人口密集地域

- ③ 比較的子どもに関する問題の多い地域
- ④ その他必要と認められる地域

3. 巡回相談の準備

(1) 巡回相談班

巡回相談は、原則として各種職員がチームで行う。また、対象地域を管轄する福祉事務所、保健所等の協力をあらかじめ求め、チームを編成することも検討する。

(2) 巡回相談の場所

- ① 巡回相談の場所は、地域住民の交通の便を考慮して選定する。具体的には、公民館等の集会所、児童館、学校、福祉事務所、保健所、市町村保健センター等が考えられる。
- ② 巡回相談の場所には、待合室、面接室等を確保し、そこで使用する最小限の物品を備える。

(3) 広報活動

- ① 巡回相談は年間計画を作成し、対象地域の関係機関等と十分な協議を行い、実施に際し支障がないようにする。
- ② 巡回相談を行う際には、趣旨、会場、日時等について地域住民に広報を行う。

4. 巡回相談の実施

- (1) 巡回相談は、限られた時間内に多くの相談に対応するため、予約制等の方法も工夫する。
- (2) 巡回相談の場で助言指導等により終結できる事例については、助言指導等を行う。また、継続して観察を行うことが必要な事例については、日常生活で特に注意する点、観察すべき点等について助言指導等を行い、原則として子どもや保護者等の同意を得て、必要に応じ要保護児童対策地域協議会、児童委員、担当教師等に連絡し協力を依頼する。
- (3) 助言指導等により終結させることが困難な事例については、今後の相談援助の方法等について子どもや保護者等と十分協議し、次回の面接日時等を決定する。

5. 巡回相談実施後の対応

- (1) 巡回相談で受け付けた相談も、一般の相談と同様、受理会議に提出し検討する。
- (2) 巡回によって把握した地域の子どもの状況等は福祉事務所等の関係機関に伝達する。

第3節 児童虐待防止対策支援事業

児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、子どもの安全確認体制の強化及び児童虐待の防止に関する広報啓発を実施するほか、市町村における子どもの安全確認のための体制整備、児童虐待に対応

する職員の資質向上の為の事業を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

児童虐待防止対策支援事業については、本指針に定めるほか、平成 17 年 5 月 2 日付け雇児発第 0502001 号「児童虐待防止対策支援事業の実施について」による。

第4節 ひきこもり等児童福祉対策事業

ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、子どもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図り、もってこれら子どもの福祉の向上に資することを目的とする。

ひきこもり等児童福祉対策事業については、本指針に定めるほか、平成 17 年 3 月 28 日付け雇児発第 0328006 号「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」による。

第5節 1歳6か月児、3歳児精密健康診査及び事後指導

1. 精密健康診査、事後指導の意義

- (1) 乳幼児の精密健康診査、事後指導は、疾病や障害の早期発見、早期援助を行い、また、将来の人格形成の基礎を育成して、生涯にわたる健全な生活を保持増進するものである。
- (2) 市町村が実施した 1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査の結果、より一層精密に健康診査を行う必要のある子どものうち、精神発達面について児童相談所による専門的な助言・指導が必要であると思われるものは、児童相談所に精密健康診査を依頼される場合もある。この場合、健康診査を行った市町村が交付する「1 歳 6 か月児精密健康診査受診票」又は「3 歳児精密健康診査受診票」に基づき行う。なお、その子どもについては、必要に応じて、相談援助を行うものとする。

2. 対象となる子ども

市町村が実施する 1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の結果、精神発達面において問題があり、より精密に健康診査を行い、児童相談所による専門的な助言・指導が必要であると認められる子どもであって、児童相談所に依頼のあったものに対し、精神発達面における精密健康診査を行うよう努める。なお、その結果については、それぞれ 1 歳 6 か月児精密健康診査受診票、3 歳児精密健康診査受診票により市町村に通知する。

3. 事後指導

- (1) 精神発達面における精密健康診査の結果、特に専門的な援助が必要とされる在宅の子ども、保護者等については、市町村等と十分な連携を図りつつ事後指導を行う。また、場合によっては、児童福祉施設入所措置、医療機関等への紹介等を行う。
- (2) 事後指導の経過及び結果は、個々の児童記録票に記載し、必要に応じその内容を保健所等関係機関に通知する。

- (3) 乳幼児の発達、しつけ及び家庭における養育上の注意等を記載した読本、パンフレット等を作成し、事後指導を要する子どもの家庭に対し配布する。

第6節 障害児（者）に対する事業

1. 事業の種類

- (1) 児童相談所が中心になって行う障害児（者）に対する事業には次のものがある。
- ① 在宅重症心身障害児（者）訪問指導事業
 - ② 在宅障害児指導事業
- (2) これらの事業は、継続的に指導等を行うことにより、在宅の障害児（者）及びその保護者等の福祉の向上を図ることを目的とするものであり、児童相談所はこの趣旨を十分理解し、適切な運営を行う。
2. 在宅重症心身障害児（者）訪問指導事業
- (1) 本事業は、重症心身障害児（者）のいる家庭を訪問し、必要な指導等を行い、もつて重症心身障害児（者）とその家庭の福祉の向上を図るために実施する。
 - (2) 本事業の実施に当たっては、児童相談所は福祉事務所、保健所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所等による連絡協議会を設け、対象の把握、名簿の作成、訪問指導の計画、訪問指導の内容、結果等に関して連絡及び協議を行い、事業の円滑な実施及び内容の向上を図ることが必要である。
 - (3) 障害児入所施設等に対しても、連絡協議会への積極的参加を求めるとともに、重症心身障害児（者）の関係団体との連絡を密にし、本事業の円滑な推進を図る。
 - (4) 児童相談所は、相談に応じた重症心身障害児（者）について必要な事項を名簿に記載し、所内に備えて置くことが適当である。
 - (5) 本事業はすべての重症心身障害児（者）を対象として実施するものであるが、特にその障害の程度、家庭の状況等に応じて、訪問指導の必要度の高い者について重点的に行い、その指導内容に最もふさわしい職員が行う。
 - (6) 訪問指導の結果は、援助方針会議等で検討する。
 - (7) 訪問指導の連續性を保つとともに、事後の援助にいかすために、児童相談所は児童記録票を起こす。
3. 在宅障害児指導事業
- (1) 本事業は専門的な指導を受ける機会が十分でない地域の在宅障害児に対する指導を強化するために行う。
 - (2) 児童相談所は、巡回指導を必要とする地域、対象者の実情及び特性を常に把握し、当該地域の関係機関、関係団体等の協力を得て、具体的な実施計画を作成する。
 - (3) 本事業は、原則として児童福祉司、児童心理司、医師、臨床検査技師、保健師等のチームにより行う。
 - (4) 本事業による指導の経過及び結果については、援助方針会議等で検討し、個々の児

童記録票に記載する。

4. その他

- (1) これらの事業の実施に当たっては、本指針に定めるほか次の通知による。
 - ① 昭和 42 年 2 月 13 日厚生省発児第 11 号「在宅重症心身障害児（者）に対する訪問指導について」
 - ② 昭和 49 年 4 月 22 日児発第 211 号「在宅障害児指導事業（巡回指導バス）について」
- (2) このほか、児童相談所は関連通知に定める各事業等と十分に連携を図る必要がある。

第 7 節 特別児童扶養手当、療育手帳に係る判定事務等

1. 特別児童扶養手当に係る判定事務

(1) 対象となる子ども

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 2 条第 1 項の障害児及び同条第 2 項の重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成については、児童相談所も行うことができる。児童相談所の判定の対象となるのは、認定請求を行う者又は都道府県等児童福祉主管課のいずれかから診断書の作成を求められた障害児である。

(2) 判定の実施

ア 特別児童扶養手当認定診断書の作成は、医師が児童心理司等の協力を得て行うことが原則である。また、判定を行うに当たっては、対象となる子どもや保護者等の利便を考慮し、日時、場所等をあらかじめ定め、場合によっては巡回相談の機会を利用する。

イ 判定を行った場合は、援助方針会議等で検討し、速やかに作成した診断書を添付し、児童相談所長名で認定請求者又は都道府県等児童福祉主管課に回答する。また、児童相談所においては、児童記録票を作成する。

ウ 知的障害児の場合は、判定後おおむね 2 年後に再判定を行う。

(3) 判定の基準

ア 知的障害の判定は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知）の別添 1 「障害等級認定基準」中の「第 7 節精神の障害」に基づき行う。

イ 判定に当たっては、単に現在の状態及び障害の有無等に着目するに留まらず、医学的な原因、経過、予後の判断をもできるかぎり調査、検討し、また、日常生活能力の判定に当たっては、身体的能力及び精神的能力、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

2. 療育手帳に係る判定事務

(1) 療育手帳制度の目的

療育手帳制度は、知的障害児（者）に対し一貫した相談・指導を行うとともに、各種の援助措置を受け易くすることにより、知的障害児（者）の福祉の増進を図ることを目的としている。

(2) 判定の実施

- ア 療育手帳制度の申請を受けた福祉事務所は、児童相談所又は知的障害者更生相談所を経由して都道府県知事等に進達する。児童相談所又は知的障害者更生相談所は、交付対象者について判定を行い、判定結果を記入の上、都道府県知事等に進達する。進達を受けた都道府県知事等は、児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定に基づき交付を決定し、福祉事務所を経由して申請者に交付する。
- イ 療育手帳の判定は、原則として医師、児童心理司等のチームにより行い、障害の有無、程度等について援助方針会議等で検討する。場合によっては、その後の援助についても検討する。
- ウ 原則として2年後に再判定を行う。

(3) 療育手帳の効用

療育手帳の効用は、判定の概要や援助を受けた経過を正確に記録し、事後の援助の参考とともに、特別児童扶養手当（重度障害の記載があるものに限る）、心身障害者扶養共済、国税・地方税の控除・減免、公営住宅の優先入居、NHK受信料の免除等の手続上の簡略化が図られることである。

(4) その他

療育手帳に係る判定事務については、本指針に定めるほか次の通知による。

- ① 「療育手帳制度について」昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知
- ② 「療育手帳制度の実施について」昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知

3. 重度判定

- (1) 障害児入所施設に入所している重度障害児（法第24条の24又は第31条の規定により入所している者も含む。）の判定は、障害児入所施設等の協力を得て児童相談所において行う。
- (2) 判定は、原則として医師、児童心理司等のチームにより行い、援助方針会議等で検討する。

第8節 虐待を受けた子ども等の保護のための住民基本台帳の閲覧等における支援措置

(1) 目的

虐待をする保護者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の付票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用して、虐待を受けた子ども等の住所を探索することを防止し、子ども等の保護を図

る。

(2) 支援措置の概要

虐待を受けた子ども等の申出に基づき、虐待する保護者からの当該子どもに関する住民基本台帳の閲覧等の請求が住民基本台帳法上の要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項）がある場合に、市町村は住民基本台帳の閲覧等を拒否する。この申出は、児童相談所長又は当該子どもを監護する里親、ファミリーホーム事業者若しくは児童福祉施設の長が代理することができる。

(3) 支援措置を受けることができる対象者

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた子どもである被害者であり、かつ再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの。なお、措置延長により施設入所等を継続している場合には、18歳以上を含む。また、18歳に達した後（措置延長の場合はその解除後）も引き続き支援措置を要する場合は、上記に準ずる者として対象となる。

(4) 支援措置の期間

1年間。ただし、再申出の手続きにより延長できる。

(5) 児童相談所の役割

児童相談所は、施設入所等の措置にかかる子ども等や自立して生活する子ども等に支援措置が必要と認められる場合には、当該子どもの代理として支援措置の申出を行うことができる。また、当該子どもが支援措置の対象となる要件を満たしていることについて、当該子どもに対する相談援助の状況を踏まえて支援措置申出書に意見を記載する。

また、支援措置を受けていた子ども等について、18歳に達した後に措置解除された後にも支援措置の継続が必要と認められる場合には、本人が必要な申出を行うための手続を教示する。その場合には、支援措置の必要性の確認を市町村が相談機関からの意見聴取により行うこととされており、この相談機関には子ども等が入所していた児童福祉施設を運営する社会福祉法人、子ども等の権利擁護の活動やシェルターを設置運営する法人などが含まれていることから、これらの相談機関にあらかじめ連絡するなどして、円滑に支援措置が継続されるように配慮する。

第7章 市町村との関係

第1節 市町村の業務

平成16年児童福祉法改正法により、子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化され、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を行い、もって子どもの福祉

を図るとともに、その権利を擁護することとなった。しかしながら、その基盤は整備されたものの市町村における子ども家庭相談はニーズに十分に対応できている状況になかった。

子ども家庭相談は身近な市町村が中心となってきめ細かに行われることが必要なことから、平成28年児童福祉法等改正法により、市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務について、明確化され、市町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととされた。

具体的には、市町村は児童福祉法の施行に関し、次に掲げる業務を行うこととされている（法第10条第1項各号）。

- ① 子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- ② 子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- ③ 子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- ④ ①から③に掲げるもののほか、子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

また、これらの業務を行うに当たり、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならないとされている。

第2節 都道府県（児童相談所）と市町村の協働・連携・役割分担の基本的考え方

1. 基本的な考え方

- (1) 都道府県（児童相談所）と市町村の連携については、まず市町村長は、
 - ① 第1節の③に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならず（法第10条第2項）、
 - ② 第1節の③に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。（法第10条第3項）
- (2) 他方、都道府県知事は、市町村の第1節に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることとされている。（法第11条第2項）
- (3) 平成28年児童福祉法等改正法により、市町村は「児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。」とされたこと、市区町村の要保護児童対策調整機関への専門職（以下「調整担当者」という。）の配置及び研修の受講が義務化されたこと、支援拠点を整備することが努力義務化されたことなどから、児童相談所だけでなく、市町村の子ども家庭相談業務に従事する職員の専門性の向上

が必要である。

このため、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、調整担当者が、子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができるよう、子ども家庭相談援助に関することや関係機関の役割や連携のあり方等をカリキュラムに盛り込んだ研修を、都道府県等が実施することとしている。

さらには、また、都道府県は、調整担当者のみならず、市町村の相談員を対象に研修を行うことも求められている。このため、都道府県が実施する児童福祉司任用前講習会及び任用後研修等について、受講が義務付けられた者以外の者も受講することが可能とされており、市町村に対し、当該研修等の市町村職員への参加を積極的に呼びかけるとともに、市町村の業務は児童相談所の業務とは基本的に異なることから、児童福祉司対象の研修とは別に市町村職員向けの効果的な研修を実施するよう検討すること。

特に、市町村の子ども家庭相談業務に従事する職員は、子ども及び妊婦の福祉に関し、必要な実情の把握や情報提供、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うことから、児童福祉行政はもとより母子保健行政等の幅広い知識や実務能力を備えることが求められることから、都道府県は、市町村との協働により子ども家庭相談業務に従事する職員の研修を企画、実施することが必要である。

また、児童相談所と市町村との人事交流を図ることで、それぞれの機能や役割を認識し、相互理解を促進するとともに、方針決定に至るプロセスや各種会議等での議論の経過など実務を通じたそれぞれの機関の立場、事情等の理解にもつながるなど、信頼関係の構築に寄与する考えられるため、積極的に行うことが必要である。

- (4) 法第27条の措置を要すると認められる者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、市町村から児童相談所に送致される。
- (5) なお、児童相談所に送致された事例についても、引き続き、市町村において実施されている保健サービスや一般の子育てサービス等が必要である場合や、児童相談所の措置後に市町村が中心となって対応することとなる場合もある。このため、児童相談所は、市町村から送致を受けた事例についても情報の共有など市町村と十分に連携を図り、協働して支援をしていくことが重要である。
- (6) 児童相談所が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を探るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少くない実態があり、市町村が、身近な場所で、子どもや保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止するとともに、安全が脅かされた場合には遅滞なく児

童相談所が対応することが重要である。また、平成28年児童福祉法等改正法により、市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとされた。

なお、運用に当たっては、状況の変化等により緊急時の対応が必要となることも想定して、事前に市町村と十分に協議を行い、子どもや保護者への援助指針（援助方針）を立てる必要がある。

(7) さらには、児童虐待相談対応件数が増加し続けている中で、虐待事案の軽重と対応する機関にミスマッチが生じ、適切な対応に遅れが生じることがないよう、児童相談所は、面接や調査等によるアセスメントによって、子どもの安全に関する緊急性がないという判断がなされた場合に、子ども及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行う事を要すると認める者は、市町村に送致できることとされた。

ただし、当該送致に当たっては、市町村との十分な協議を行った上でなされる必要があり、児童相談所と市町村の相互の合意形成がなされていない状況での送致は行わないこと。なお、児童相談所と市町村の役割と機能を理解・尊重した上で、あらかじめ役割分担を明確化し、効果的な指導・支援の実施やケースの対応漏れの防止を図るため、緊急度の判断を共有するための「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「共通リスクアセスメントツール」という。）を活用することが望ましい。

2. 市町村への指導委託

(1) 市町村指導は、子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村に委託し、市町村が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。

具体的に市町村指導を行うことが想定される事例としては、児童相談所の専門的な知識及び技術に基づき立てられた援助指針（援助方針）の下、指導がなされる必要がある事例であって、

- ① 子どもの権利を守るために必要な支援にもかかわらず、保護者が拒否する場合、児童相談所が行政処分としての指導措置という枠組みの中で支援を行うことが適當と考えられる事例
- ② 過去から現在に至るまで、市町村における支援が継続的に行われてきた中で、支援に従事する担当者と子どもや保護者等との間で信頼関係が構築できているなど

の理由から、児童相談所による指導よりも、市町村による指導の方が効果的と考えられる事例

③ 児童相談所による指導により、保護者等の子育てに対する意識、態度や子どもへの接し方等に改善が見受けられ、市町村を主体とした支援への移行を検討する時期（支援の過渡期）にある事例

④ 施設入所措置等の解除後に、地理的要件や保護者等とのこれまでの関係等から、市町村において、定期的な子どもの安全確認とあわせて継続的な支援が実施されることが効果的であると考えられる事例

などが考えられる。

(2) 市町村指導とする場合には、あらかじめその指導に付する旨を子どもや保護者等に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、市町村指導を決定したときは、当該市町村及び保護者等にその旨通知する。

(3) 市町村指導を行うに当たっては、市町村と協議の上、あらかじめ、委託協議の対象となる事例、委託に係る手続、支援内容の決定、見直しに係る協議体制その他必要な事項を詳細に定めておくこと。

(4) 市町村指導を行うに当たっては、児童相談所は、事前に市町村と十分に協議を行い、子どもや保護者等への援助指針（援助方針）を立てるとともに、当該援助指針（援助方針）について共通の理解を形成した上で指導を委託すること。なお、当該援助指針（支援方針）には、具体的な支援内容の他、市町村が持つ裁量の範囲や子ども・保護者の状況に変化が生じた場合の児童相談所の関わり方（危機状態になった際の対応方法等）など、児童相談所と市町村それぞれの役割や対応方法について盛り込むこと。また、児童相談所は、市町村に、指導について参考となる事項を詳細に提供するとともに、必要に応じて専門的な知見からの助言を行うと同時に市町村の所見を尊重し、市町村において適切な支援（指導）が実施できることで子どもの権利擁護に資するよう努める。

(5) 市町村が当該措置の解除又は変更を適当と認めた場合には、速やかに児童相談所長にその旨意見が述べられるよう体制を整えておくとともに、児童相談所は、市町村からの意見を踏まえ、当該措置の見直しを速やかに行うこと。

(6) 市町村指導を行っている間、児童相談所は市町村が支援（指導）の経過報告を求めるとともに、必要な指示、援助等を行う等、市町村と連携を十分に図る。場合によっては、児童福祉司指導を併せて行う。

(7) 市町村指導は、児童相談所及び市町村の協議の上で立てた援助指針（援助方針）に基づき、実施するものであり、具体的な支援（指導）方法は市町村の一定の裁量により行うことができる。ただし、市町村指導は、児童相談所が市町村へ委託して行う指導措置（行政処分）であることから、保護者等が当該措置に不服がある場合の行政不服審査法に基づく不服申立ては、都道府県等に対し行われるものである。

(8) 市町村指導を行うに当たっては、委託解除後において市町村が継続的な支援（指導）を行うことを念頭に委託するものとし、当該委託による支援（指導）等によつて、市町村と子ども・保護者との関係に問題が生じることがないよう、委託協議の際には、解除後の支援も見据えて市町村と協議を行うこと。

3. 市町村への事案送致

(1) 児童相談所において受理したケースのうち、児童相談所の面接や調査に基づき、安全の緊急性がないと考えられるケースであり、子ども及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認められるケースについては、これを市町村へ送致することができることとする。

なお、当該送致に当たっては、児童相談所と市町村の役割と機能を理解・尊重した上で、あらかじめ役割分担を明確化し、効果的な指導・支援の実施やケースの対応漏れの防止を図る必要があるため、市町村で開催される要保護児童対策地域協議会の実務者会議に可能な限り参加し、市町村の現状を適切に把握する必要がある。その上で、市町村と十分協議を行い、相互の合意を得た後に、必要に応じ保健所や福祉事務所等と協働し、当該ケースへの市町村による支援がスムーズに行えるような体制づくりに協力すること。

具体的に市町村への事案送致が想定される事例としては、児童相談所による指導よりも、市町村による在宅支援サービスの提供等の支援及び指導等を活用した支援が適切であると考えられる事例、例えば、保護者間のパートナーに対する暴言による通告等において、明確な子どもの被害が把握できず、再発の可能性も低いと判断された事案のうち、児童相談所による指導よりも、市町村において、関係機関での状況把握や働きかけ等を含めた支援を行うことが適切であると考えられる事例や、市町村への相談歴がない特定妊婦に対し、出産までの間、生活状況の確認や保健指導等について、市町村が積極的に行うことが必要となる事例などが考えられる。

(2) 事案を送致するに当たっては、送致先の市町村にケースの詳細な状況と面接や調査によるアセスメントの結果、緊急度の判断の結果などに関する情報を提供し、事前に十分協議を行い、相互の合意を得た上で送致することとし、原則、文書により通知すること。また、送致の際には、当該ケースに関する詳細な情報もあわせて送付すること。（別添17）

事案送致に係る協議に当たっては、児童相談所及び市町村の双方が常に子どもの最善の利益を優先して考慮しなければならないことを認識する必要があり、調整の長期化から消極的な対応につながり、結果として子どもの命が失われるようなことはあってはならない。

特に、児童相談所は、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、市町村が自ら対応することが困難であると判断したケースについては児童相談所が引き続き対応し、市町村に事案送致が行われることがないようにするという基本的な考え方を共有しておくことが重要である。

また、円滑な調整が速やかに図られるよう、平素から児童相談所と市町村との間で、当該送致に係る基本的な考え方を共有するとともに、具体的な手続について、事前に定めておくことが必要である。

- (3) 上記の結果、児童相談所から市町村に送致が決まった場合には、子どもや保護者等に十分説明を行うこと。なお、事案送致を検討する際は、事前に子どもや家族の意見を聞いておくことが望ましい。
- (4) 受理したケースのうち「虐待のケース」や「虐待が疑われるケース」については、虐待の内容や程度に応じた効果的な支援を実施するために、子どもの置かれている状況や背景を的確に把握し、児童相談所と市町村のどちらが中心となって支援に取り組むことが適切かを判断する材料として、共通リスクアセスメントツールを活用することが考えられる。

なお、共通リスクアセスメントツールの活用に当たっては、下記の内容に留意されたい。

① 総合的な観点からのアセスメントの実施

ア 共通リスクアセスメントツールは、危機対応の判断や、安全確認後の主担当機関の決定において活用されることも想定しているが、子どもや保護者に対する指導及び支援においては、例えば保護者の過去の逆境体験の有無やその影響、子どもの生活上の課題など、虐待が起きている背景の理解に努めるとともに、子どもと保護者の活用できる能力や意欲の把握に努めた上で、ニーズに関するアセスメントを行い、援助指針（援助方針）を決定すること。

イ 情報の十分な収集

(ア) 例えば通告受理時など危機対応の場面においては、いつ・どこで・誰が確認した情報か、伝聞あるいは目撃などにより事実確認がなされた情報かなど、情報の精度に注意しながら、正確な聞き取りに努めることが必要となる。

(イ) 子どもにとって、家庭が安心できる安全な場所か、保護者から十分な関心と配慮が払われているか、子どもが保護者に対して抱く感情を受け止めると同時に、子どもに生じている事実に対し、見誤ることなく対応する。

(ウ) 収集した情報を集約・整理し、組織として総合的な判断を行う。

② 十分な説明と見通しの提示

子どもや保護者に対しては、なぜ関わる必要があるのか、どういう支援ができるのかを丁寧に説明し、改善に向けての見通しを示す。また、子どもや家族の意見

を聞き取った上で、子どもや家族と共に考え、今後の展望や子どもと保護者がすべきことを提示する。

4. 市町村から児童相談所への事案送致

(1) 考えられる具体的な事例

市町村から児童相談所への事案送致が行われる具体的な事例としては、通告受理後に安全確認を行った結果、緊急に子どもの一時保護を必要とする場合や、保護者の拒否等により、時間や手段を変えてでも子どもの所在が確認できない場合、市町村の支援の効果が見られず、行政処分としての指導や一時保護を行った上の援助指針（援助方針）策定が必要となる場合、支援において当該市町村では対応できない専門的な対応が必要な場合などがある。

(2) 事案送致を受ける際の留意事項

市町村において、対応が困難なケースに直面し、事案送致も含めて今後の対応を協議したい旨の申し入れがあった場合は、児童相談所は速やかに相談に応じることが重要である。

事案送致を受ける際は、市町村と当該ケースに関する情報について事前に十分協議を行い、相互の合意を得た上で受けることとし、原則、文書により通知を交付を求める。また、送致を受ける際には、市町村に対して、当該ケースに関する詳細な情報もあわせて送付を求める。

事案送致に係る協議に当たっては、児童相談所及び市町村の双方が常に子どもの最善の利益を優先して考慮しなければならないことを認識する必要があり、調整の長期化から消極的な対応につながり、結果として子どもの命が失われるようなことはあってはならない。

特に、児童相談所は、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、市町村が自ら対応することが困難であると判断したケースについては、原則、児童相談所において事案送致を受けることとする。

また、円滑な調整が速やかに図られるよう、平素から児童相談所と市町村との間で、当該送致に係る基本的な考え方を共有するとともに、具体的な手続について、事前に定めておくことが必要である。

さらに、当該送致を受けるに当たっては、送致を行う場合と同様、あらかじめ役割分担を明確化し、効果的な指導・支援の実施やケースの対応漏れの防止を図る必要があるため、共通リスクアセスメントツールを活用すること。

5. 居住実態が把握できない児童への対応について

(1) 市町村では、「居住実態が把握できない児童」に適切に対応するため、当該市町村には住民票があるが、乳幼児健康診査が未受診等で電話や家庭訪問等による連絡が取れない子どもであって、市町村が所在等の確認が必要と判断した子どもについて、目

視による確認、出入（帰）国記録の確認等により、所在等の確認に取り組むこととされている。

- (2) 市町村による情報収集の結果、虐待のおそれがあり、子どもの所在等の確認について、児童相談所へ相談、協力依頼等がされることも考えられるが、市町村から相談等があった場合には、出頭要求や臨検・捜索等の活用も含め、子どもの安全確認・安全確保のための対応を図ること。

第3節 市町村における必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備

1. 支援拠点の設置趣旨

- (1) 市町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとされた。

- (2) 支援拠点の実施主体は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）であり、小規模や児童人口が少ない市町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能とされている。

また、市町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することもできる。

- (3) 支援拠点は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）及び妊産婦等を支援の対象とする。

2. 支援拠点の業務

支援拠点は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。具体的には以下の業務を行うこととされている。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務

- ① 実情の把握
- ② 情報の提供
- ③ 相談等への対応
- ④ 総合調整

- (2) 要支援児童及び要保護児童等への支援業務

- ① 危機判断とその対応

② 支援

(3) 関係機関との連絡調整

- ① 協議会の活用
- ② 児童相談所との連携、協働
- ③ 他関係機関、地域協議会等との連携

(4) その他の必要な支援

- ① 児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子どもや家族のアフターケア
- ② 子どもを養育している里親、養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭への支援
- ③ 不良行為に関する相談など非行相談への対応

3. 児童相談所と支援拠点との連携

支援拠点は、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を支援の対象とするものであり、その地域における支援対象児童等の早期発見や支援にあたり重要な役割を担っている。児童相談所は、日頃から支援拠点との情報共有を行うとともに、支援対象児童等を発見した旨の連絡を受けた場合においては、初期段階のアセスメントや援助方針の決定等を支援拠点と連携して行うなどの連携体制を確保すること。

また、施設入所等の措置が採られている子どもの保護者やその家庭への支援や施設入所等の措置が解除された子どもや保護者への支援について、支援拠点と情報を共有するとともに、支援拠点と連携しながら、家庭復帰に向けた支援や地域での見守り等を行うこと。

なお、平成 28 年児童福祉法等改正法において、都道府県と市町村の役割・責務が明確化されたことから、支援対象児童等への円滑な支援を実施するためにも、児童相談所と支援拠点それぞれの役割を相互に理解しておく必要があること。

第4節 その他

- (1) 1歳6か月児に係る精神発達面における精密健康診査並びに3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及びこれらの事後指導を行う場合には、児童相談所は市町村と十分に連携を図って行う。
- (2) 保育の実施が必要な子どもについては、これを市町村に通知する。なお、児童虐待防止法第13条の3により、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされていることに留意すること。
- (3) 児童相談所は市町村が障害児通所支援等を行う場合には、必要に応じ判定、相談等を行う。なお、障害児通所支援に関しては、「第4章第6節5. 障害児入所施設の利用契約等(10)」に記載の必要な援助等を行うこと。
- (4) 子どもを養育している家庭の保護者が疾病等の社会的事由や仕事の事由等によって

家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合などには、子育て短期支援事業の活用について、市町村に通知する。

- (5) 子どもを養育している家庭が、養育困難家庭（出産後間もない時期の養育者が、育儿ストレス等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭等）として養育支援の必要性が認められる場合には、養育支援訪問事業の活用について、市町村に通知する。
- (6) 棄児を受理した場合は、必要に応じ新たに戸籍を作成するよう市町村に届け出る。
- (7) 巡回相談、児童福祉に関する企画、広報等を行う場合には、市町村と十分連携を図る。
- (8) その他児童相談所は児童居宅介護等事業等市町村が実施主体となっている事業の実情を把握し、十分な連携を図っていく。
- (9) 平成19年児童福祉法改正法により、市町村長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされたが、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。
なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、都道府県児童福祉審議会に報告しなければならないこととされている。

第8章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

- (1) 子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所の有する機能等のほか、市町村（支援拠点を含む。）、子育て世代包括支援センター、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童福祉施設、児童委員、児童家庭支援センター等福祉分野の機関のみならず、医療機関、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。
- (2) こうした関係機関の円滑な連携を図るために、これらの機関の機能や仕組及び関連制度等について的確に把握するとともに、児童相談所の機能や仕組等についても関係機関の理解を求める等、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要である。
- (3) 複数の機関が連携しながら相談援助を進める場合、事例の進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について、特定の機関が責任をもって把握、分析、調整等（ケースマネージメント）を行う必要があるが、どの機関がこれを行うのか常に明らかにしておく必要がある。

どの機関が責任を持ってケースの進捗状況等の把握、分析、調整等を行っているか

については、例えば、個別ケース検討会議など要保護児童対策地域協議会を活用することが考えられる。

- (4) 特に、近年子どもに対する虐待が増加しているが、虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多いことから、関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれの役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら早期発見並びに効果的対応を図ることが極めて重要である。
- (5) このため、平成 16 年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、支援対象児童等に関する情報等の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされ、さらに平成 19 年児童福祉法改正法により、当該協議会の設置が努力義務とされたところである。
- (6) 児童相談所は、児童家庭相談への対応について、市町村とともに中核的な役割を担っており、市町村による要保護児童対策地域協議会の設置や運営を支援するなどに積極的に取り組むことが求められる。
- (7) また、虐待の早期発見については、平成 16 年児童虐待防止法改正法により、子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされるとともに、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。
これを踏まえ、関係機関等に対し平成 16 年児童虐待防止法改正法の内容を周知するとともに、虐待の早期発見のため、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することも必要である。
- (8) 関係機関等から児童相談所等への児童虐待に係る情報提供については、平成 28 年児童福祉法等改正法により、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他子どもの医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る子ども等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされている。(児童虐待防止法第 13 条の 4)

なお、歯科医師については、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、児童虐待防止法第 4 条第 2 項及び第 5 条第 1 項における「その他児童の福祉に職務上関係のある者」と同様、「その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従

事する者」に含まれる。

これにより、これらの機関等は、原則として、守秘義務に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供することができる。

また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。（個人情報保護法第 16 条及び第 23 条）しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児童虐待防止法第 13 条の 4 に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外使用または第三者提供禁止の除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的であり、児童虐待防止法第 13 条の 4 に基づく情報提供は法令に定めがあるときに該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならない。

- (9) さらに、児童相談所は、地域における各種機関相互の有機的な連携を図るとともに、児童相談所と各種機関相互の情報流通を良くする観点から、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、抱え込むことなく、市町村及び要保護児童対策地域協議会に対し積極的に提供するものとする。
- (10) 個々の事例に関して他の機関にあっせんする等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意する。
- (11) また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。

第 2 節 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

1. 制度の趣旨

- (1) 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関が当該要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、
 - ① 運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化、

② 関係機関からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要である。

(2) このため、平成 16 年児童福祉法改正法において、

- ① 地方公共団体は、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下この節において「協議会」という。）を設置できることとし、
- ② この協議会に、その運営の中核となり、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、
- ③ さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた。

(3) また、平成 19 年児童福祉法改正法において、協議会の設置が努力義務化されたことから、児童相談所としても一層その設置に向けた支援を行う必要があることに留意されたい。

(4) 協議会の設置が進んでいる一方で、市町村等の関係機関が関与しながら子どもが虐待により死亡するケースがあること、また、児童虐待の発生予防の観点から、協議会が関与することにより、関係機関が連携して予防に向けた支援を実施できるよう、協議会の機能強化を図ることが必要である。このため、平成 20 年児童福祉法改正法により、平成 21 年 4 月から、協議会における協議の対象を、養育支援が特に必要である子どもやその保護者、妊婦に拡大するとともに、要保護児童対策調整機関に、児童福祉司たる資格を有する職員や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職を配置する努力義務が課されたところであるが、平成 28 年児童福祉法等改正法により、市町村の設置する要保護児童対策調整機関は専門職（調整担当者）の配置が義務とされ、調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講が義務とされた。

2. 協議会の運営

(1) 設置主体

協議会の設置主体は地方自治法第 1 条の 3 に規定する地方公共団体である。協議会は、個別の支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に置いていていることから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じ、複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

このように市町村が設置主体となる協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行うことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる協議会については、自らが、3に定める要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

(2) 協議会における支援の対象者

協議会の支援対象者は以下のとおりであり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる。

- ① 法第6条の3第8項に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者を含む。））」及びその保護者
- ② 法第6条の3第5項に規定する「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。））」及びその保護者
- ③ 法第6条の3第5項に規定する「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」なお、上記①、②、③を総称して「支援対象児童等」という。

(3) 構成員

協議会の構成員は、法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、地域の実情に応じて、福祉、保健、医療、教育、警察、司法等の関係者や民間団体、ボランティア団体等幅広い者を参加させることが可能である。

(4) 業務

協議会は、支援対象児童等に関する情報その他支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

協議会については、個別の支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。

また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となってしまった子どもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に発見し、必要な支援を行うことも期待される。

なお、協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児、妊婦等も含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害、妊婦等の分科会を設けて対応すること

とも考えられる。個別ケース検討会議への個別の支援対象児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者、妊婦本人の理解を得ておくことが望ましいが、その子ども等の保護又は支援のために特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。

こうした支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

3. 要保護児童対策調整機関

- (1) 多数の関係機関から構成される協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化が重要であることから、こうした業務を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を協議会に置くこととされている。
- (2) 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会の的確な運営を図る観点から、協議会を構成する関係機関等のうちから、1つの機関を要保護児童対策調整機関を指定する。
- (3) 要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に關係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童相談体制の実情等による。
- (4) 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- (5) 平成28年児童福祉法等改正法により、調整機関には、専門的な知識及び技術に基づき、関係機関等との連絡調整等の業務に係る事務を適切に行うことができる者として、厚生労働省令で定める者を置くこととされた。具体的には、次のうちからいずれかの者を置くこととなる。
 - ① 児童福祉司たる資格を有する者
 - ② 児童福祉司に準ずる者として次に掲げる者
 - ア 保健師
 - イ 助産師
 - ウ 看護師
 - エ 保育士
 - オ 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
 - カ 設備運営基準第43条に規定する児童指導員

4. 関係機関等の守秘義務

- (1) 協議会における支援対象児童等に関する情報の共有は、支援対象児童等の適切な保

護を図るために行われるものであり、協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (2) この守秘義務が課せられる者の範囲は、協議会を構成する関係機関等の区分に応じて以下のとおりとされている。
- ア) 協議会を構成する関係機関等が国又は地方公共団体の機関である場合（法第 25 条の 5 第 1 号）
：当該機関の職員又は職員であった者
- イ) 協議会を構成する関係機関等が法人である場合（法第 25 条の 5 第 2 号）
：当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- ウ) 協議会を構成する関係機関等がア) 及びイ) 以外の者である場合（法第 25 条の 5 第 3 号）
：協議会を構成する者又はその職にあった者
- (3) この守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が課せられる（法第 61 条の 3）。
- (4) なお、法人格を有さない任意団体については、その会長のみが構成員になる場合は、当該団体の役職員は構成員とならないため、守秘義務がかからない。このため、このような場合は、当該任意団体の役職員すべてを構成員にすることが適当である。

5. 支援対象児童等に係る情報共有

- (1) 児童相談所における対応経過の中ではリスクが低いと考えられる場合であっても、他の関係機関の保有する情報を勘案して検討することにより、新たなリスクや支援の必要性が明らかとなる場合も考えられる。
- (2) 児童虐待事案に係る情報共有については、児童相談所、市町村、警察はもとより、日頃から子どもと接する機会の多い医療機関、児童福祉施設、学校等の関係機関において、事案の軽重を問わず、積極的に情報共有がなされ、連携や役割分担の下、必要な支援が行われることが望ましい。
- (3) したがって、児童相談所において受理した児童虐待通告・相談ケースについては、地域の実情に応じて、協議会を活用し、他の関係機関と情報共有を行うこと。

6. その他

- (1) 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない（法第 25 条の 2 第 3 項）。具体的には、
- ① 要保護児童対策地域協議会を設置した旨
② 当該協議会の名称
③ 当該協議会に係る要保護児童対策調整機関の名称
④ 当該協議会を構成する関係機関等の名称等
⑤ 関係機関等ごとの法第 25 条の 5 第 1 号から第 3 号までのいずれに該当するかの別（「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当する

かの別)

を公示することが必要である。

- (2) ただし、要保護児童対策調整機関に名簿を設置した場合については、個人資格での参加者（法第 25 条の 5 第 3 号の資格で参加している者）については、「○○市長が指定する者」という形で公示することが可能であるので、この方法を積極的に活用するものとする。

第 3 節 福祉事務所との関係

1. 福祉事務所の位置付け

- (1) 福祉事務所は、その管轄する地域の住民の福祉を図る行政機関であり福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）に基づく事務を行う。
都道府県及び市は福祉事務所を設置しなければならず、町村は福祉事務所を設置できることとされている。
- (2) 平成 16 年児童福祉法改正法により、平成 17 年 4 月から、
① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村に積極的な取組みを求めつつ、
② 都道府県（児童相談所）の役割を、専門性の高い困難な事例への対応や市町村の後方支援に重点化し、
全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされた。
- (3) このため、市の設置する福祉事務所は、市における児童家庭相談体制の一翼を担うと考えられ、他方、都道府県の設置する福祉事務所は、町村の後方支援や都道府県の担う専門的な相談を児童相談所とともに担うことが考えられる。
- (4) このほか、福祉事務所は、法第 22 条に規定する助産の実施及び第 23 条に規定する母子保護の実施を行うこととされている。なお、福祉事務所における家庭児童福祉の充実・強化を図るために、家庭児童相談室が福祉事務所内に設置されている。
- (5) 児童相談所は、福祉事務所の有するこれらの機能を十分活用し、子どもの問題の解決を図っていく。特に、家庭児童相談室との連携には十分留意する。両者の関係については、昭和 39 年 4 月 22 日児発第 360 号「家庭児童相談室の設置運営について」による。

2. 児童相談所へ送致される事例

- (1) 次の場合には都道府県の設置する福祉事務所から児童相談所に送致される。
① 法第 27 条の措置を要すると認められる子ども
② 医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認められる子ども
- (2) 福祉事務所の措置や社会福祉主事の指導で問題が解決する事例以外のものについて

は、早期に送致を受けられるような体制を整えておく。

- (3) 送致は福祉事務所における調査結果、相談経過及び援助に関する意見等を付して行うよう調整しておく。
- (4) 15歳以上の知的障害児、身体障害児であって施設入所を必要とする者の送致を受けた場合には、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所等と十分連携をとって相談援助を行う。

3. 調査の委嘱

児童相談所長は、福祉事務所に次のような調査を委嘱することができる。（法第12条第4項）

- ① 取扱い事例に関する必要な社会調査
- ② 福祉事務所又は市町村から送致された事例に関し、判定のため更に必要な資料を得ようとする場合の調査
- ③ 法第27条第1項第3号の措置をとった後における保護者等の家庭現況調査
- ④ 法第27条第1項第3号の措置を解除し、家庭に復帰させようとする場合の受け入れ体制に関する調査
- ⑤ 里親等申込者又は養子縁組希望者等の調査
- ⑥ その他必要と認められる調査

4. その他

- (1) 援助方針会議等の結果、福祉事務所に送致、報告又は通知を行うことが適当と認められる場合は、これを行う。特に18歳以上の知的障害者又は身体障害者の施設入所措置を解除、延長する場合には、解除、延長後の援助について福祉事務所と十分協議する。
- (2) このほか、次のような場合においては、福祉事務所と連携を図る。
 - ① 児童家庭に関する相談、指導等
 - ② 生活保護受給事例の相談、指導等
 - ③ 子どもの一時保護の場合
 - ④ 法第27条第1項第2号による児童委員指導の場合
 - ⑤ 法第27条第1項第3号の措置の開始、解除、変更、停止、在所期間の延長の場合
 - ⑥ 巡回相談の場合
 - ⑦ 児童福祉に関する企画・広報等
 - ⑧ その他必要と認められる場合

第4節 子育て世代包括支援センターとの関係

1. 子育て世代包括支援センターの業務

- (1) 子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）は、主に妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に

応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とするものである。

- (2) センターの実施主体は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）であり、市町村が認めた者へ委託することもできる。
- (3) 支援拠点は、主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象としているが、地域の実情に応じて、18歳までの子どもとその保護者についても対象とする等、柔軟に運用することができることとされている。
- (4) センターでは、以下の①から④までの支援を行うこととされている。また、これらに加えて、地域の実情に応じて、⑤の母子保健事業や⑥の子育て支援事業を行うことや、地域において不足している母子保健事業や子育て支援事業を実施するための体制づくりを行うことができるとされている。
 - ① 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
 - ② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
 - ③ 支援プランを策定すること
 - ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと
 - ⑤ 母子保健事業（妊娠に関する普及啓発、妊娠の届出・母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、新生児訪問指導、乳幼児健康診査、産後ケア事業等）
 - ⑥ 子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等）

2. 子育て世代包括支援センターとの連携

- (1) センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としたものであり、平成28年児童福祉法等改正法により、母子保健法（昭和40年法律第141号）を改正し、国及び地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとされたところ、センターは、出産や出産後の子育てに不安を抱えた妊産婦等を早期に発見し相談支援に繋げられるなど、地域における児童虐待の予防や早期発見に重要

な役割を担っていることから、児童相談所は、日頃からセンターと密に連携を図っておくことが必要である。

第5節 保健所、市町村保健センター等との関係

1. 保健所の業務

(1) 保健所は地域保健法（昭和22年法律第101号）により都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市及び特別区によって設置され、地域における保健衛生活動の中心機関として、次に掲げるような業務（ウについては、都道府県の設置する保健所に限る。）を行っている。

ア 次に掲げる事項に関する企画、調整、指導及びこれらに必要な事業

- ① 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- ② 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- ③ 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- ④ 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- ⑤ 医事及び薬事に関する事項
- ⑥ 保健師に関する事項
- ⑦ 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- ⑧ 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- ⑨ 歯科保健に関する事項
- ⑩ 精神保健に関する事項
- ⑪ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- ⑫ エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病的予防に関する事項
- ⑬ 衛生上の試験及び検査に関する事項
- ⑭ その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

イ 地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要があるときに行われる次に掲げる事業

- ① 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること
- ② 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと
- ③ 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病的治療を行うこと
- ④ 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること

ウ 所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関する市町村相互間の連絡調整、及び市町村の求めに応じた技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助

(2) 保健所は法により次にかかげるような業務を行っている。

- ① 子どもの保健・予防に関する知識の普及

- ② 子どもの健康相談、健康診査、保健指導
- ③ 身体に障害のある子ども及び疾病により長期にわたる療養を必要とする子どもに対する療育指導
- ④ 児童福祉施設に対する栄養の改善その他衛生に関する助言

2. 市町村保健センターの業務

市町村保健センターは地域保健法により、地域住民に身近な対人保健サービスを総合的に行う拠点として、次に掲げるような業務を行っている。

- ① 健康相談
- ② 保健指導及び健康診査
- ③ その他地域保健に関し必要な事業

3. 保健所、市町村保健センター等との連携

保健所や市町村保健センター等は、乳幼児健診や家庭訪問等の母子保健活動を通して、子どもの発育や発達状況、子どもや保護者の心身の健康問題、養育環境等を把握し、養育支援が必要な家庭に対して育児に関する専門的な技術支援を行うなどの虐待の発生予防に対する取り組みを始め、虐待を受けた子どもとその保護者に対して家族全体を視野に入れた在宅支援を行っている。妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健施策は、市町村が妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることから、平成28年児童福祉法等改正法により、母子保健法を改正し、国及び地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとされた。保健所や市町村保健センター等の機能を十分活用するため、児童相談所は、日頃から保健所や市町村保健センター等と密に連携を図っておくことが必要である。

特に精神保健に関する事項や心の問題については、保健所や精神保健福祉センターとも連携を密にしておくことが必要である。

4. 具体的な連携事項

- (1) 児童相談所長は、相談に応じた子ども、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、次に掲げるような保健指導その他の必要な協力を求めることができる（法第12条の6第2項）。
 - ① 一時保護、法第27条第1項第3号の措置等を行う際の健康診断の依頼
 - ② 保健、栄養上の指導依頼（身体に障害のある子どもの療育指導、精神障害のある子ども、保護者の指導等を含む。）
 - ③ その他保健所、市町村保健センター等の関与が必要と認められる事例（保護者に統合失調症等の精神疾患やその疑いがある場合やアルコール依存症等アルコールに関連する問題がある場合、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼがある場合のほか、いじめ問題、引きこもりその他の思春期に特有の精神保健問題への対応が

必要な場合など)への協力依頼

(2) その他次の事業について十分な連携を図る。

- ① 巡回相談
- ② 児童福祉に関する企画・広報等
- ③ その他必要と認められる場合

5. その他

上記連携に関しては、本指針に定めるほか次の通知による。

- ① 平成8年11月20日付け児発第933号「母子保健施策の実施について」
- ② 平成8年11月20日付け児発第934号「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」
- ③ 平成9年9月29日付け児発第610号「子どもの心の健康づくり対策事業について」
- ④ 平成10年4月8日付け児発第285号「乳幼児に対する健康診査の実施について」
- ⑤ 平成14年6月19日付け雇児発第0619001号「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」
- ⑥ 平成15年5月1日厚生労働省告示第201号「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示について」
- ⑦ 平成16年1月30日付け雇児総発第0130001号「児童虐待防止対策における適切な対応について」
- ⑧ 平成16年3月31日付け雇児母発第0331001号「『家庭の養育力』に着目した母子保健対策の推進について」

第6節 民生委員・児童委員（主任児童委員）との関係

1. 民生委員・児童委員の位置付け

民生委員・児童委員は、担当区域内の子どもや保護者等の福祉に関し、主として次の業務を行う。

- ① 担当区域内の実情の把握と記録
- ② 要保護児童の把握
- ③ 連絡通報
- ④ 要保護児童発見者からの通告の仲介
- ⑤ 相談・援護
- ⑥ 行政機関の行う業務に対する協力
- ⑦ 子どもの健全育成のための地域活動

2. 連絡通報

児童相談所は、民生委員・児童委員（主任児童委員）自らその担当区域内において保護の必要な子ども等を発見した場合又は地域住民から民生委員・児童委員（主任児童委員）を介して通告が行われた場合に、速やかに児童相談所に通告等が行われるよう体制

を整えておく。また、児童相談所は、緊急時における子ども等に関する状況の通知が行われた場合に、必要な措置等が迅速に行われるよう、緊急時の連絡体制を整えておく。

3. 調査の委託

児童相談所は、その管轄区域内の民生委員・児童委員（主任児童委員）に次のような調査を委託することができる。

- ① 民生委員・児童委員（主任児童委員）から通告等を受けた事例で判定のために更に必要な資料を得ようとする場合の調査
- ② 保護を要する子どもの家庭、地域に関する調査
- ③ その他必要と認められる調査

4. 児童委員指導等

(1) 児童相談所長は、問題が家庭環境等にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例については児童委員指導措置を行う。

特に、児童虐待事例等について在宅指導を行う場合、頻繁な家庭訪問等による濃密な指導と観察が必要となるが、児童相談所だけでこれを行うには限界がある場合が多いことから、児童委員指導と児童福祉司指導を併せて行うなど、両者の密接な連携に留意する。

(2) 児童相談所長は児童委員の指導状況を常時把握し、適切な助言を行う。また、必要に応じ児童委員指導を行っている児童委員を含めた事例検討会議を行う。

5. 主任児童委員

(1) 主任児童委員は、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う児童委員である。

(2) 児童相談所は、主任児童委員と常に連携を図り、地域の子どもやその家庭の実情把握に努めるとともに、巡回相談、啓発・予防活動等地域の子どもやその家庭のニーズに対応した事業の企画・実施を行う場合には、主任児童委員に情報を提供し、その協力を求める。

(3) 区域を担当する児童委員に個別の事例にかかる調査・指導を委嘱する場合、必要に応じ主任児童委員の支援、協力を求める。

(4) 主任児童委員は、児童委員の中から選任されることから、児童委員としての職務を行い得るものである。この旨が平成16年児童福祉法改正法により明確化されたところであり、3に掲げる調査の委託や、4に掲げる児童委員指導措置を行う際には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられる者を選任するものとする。

6. その他

(1) このほか児童相談所は児童委員に対し次のような協力を求めることができる。

- ① 里親の開拓に協力すること

- ② 保護を要する子ども及びその保護者等が児童相談所を利用することについて協力すること
 - ③ 児童福祉施設に入所中の子ども等の家庭の状況を報告すること
 - ④ 児童福祉施設に入所中の子どもと保護者等との連絡を促進すること
 - ⑤ 児童福祉施設から退所した子ども等の状況を報告し、またその子どもの支援を行うこと
 - ⑥ 巡回相談等に協力すること
 - ⑦ その他必要と認められること
- (2) 児童相談所は、児童委員とのより一層の円滑な連携を図るため、努めて児童委員協議会に出席する等、児童委員との情報交換等を行う。
- (3) 児童委員は法律上民生委員でもあるので、それに関する業務についても協力を求める。また、各種の相談事業に協力を行う。

第7節 児童家庭支援センターとの関係

1. 児童家庭支援センターの位置付け

- (1) 児童家庭支援センターは、児童相談所や市町村その他の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設である（法第44条の2第1項）。
- (2) 児童家庭支援センターは次の業務を行う。
 - ① 地域の子どもの福祉に関する、専門的知識及び技術を必要とする各般の問題に関する相談、必要な助言
 - ② 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助
 - ③ 児童相談所長の委託に基づく法26条第1項第2号、第27条第1項第2号の規定による指導
 - ④ 訪問等の方法による要保護児童及び家庭に係る状況把握
 - ⑤ 児童相談所、市町村、福祉事務所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、児童委員、母子・父子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、学校等関係機関との連絡調整
 - ⑥ 要保護児童及び家庭に係る援助計画の作成
 - ⑦ その他子ども又はその保護者等に対する必要な援助（設備運営基準（昭和23年厚生省令第63号）第88条の4）

2. 主な連携事項

- (1) 児童家庭支援センター指導
 - ア 児童相談所長は、施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされる子ども及び家庭であって、法26条第1項第2号、第27条第1項第2号による指導が必要と認められ、地理的要件や

過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるものについては児童家庭支援センター指導措置を積極的に行う。

なお、本措置は、法第27条第1項第3号の措置により、児童福祉施設に入所した子どもの保護者に対し指導の措置が必要な場合にも行うこととする。

- イ 児童家庭支援センターに指導を委託する場合は、子どもや保護者等に対しその旨十分説明し、了解を得ることを原則とする。
- ウ この場合、委託の趣旨、委託後の指導のあり方等について児童家庭支援センターと十分な協議を行うとともに、児童家庭支援センターが的確な援助計画を作成できるよう助言を行うなど、指導の一貫性・的確性が確保できるよう努める。
- エ 児童相談所は、指導を委託した事例について、児童家庭支援センターの指導状況を常時把握するよう努めるとともに、必要な指示、指導、援助等を行う。また、必要に応じ児童家庭支援センター職員を含めた事例検討会議を開催する。
- オ 児童相談所は、必要に応じ児童家庭支援センター指導と児童福祉司指導を併せて行う等、両者の密接な連携を図るとともに、柔軟な対応を図る。この場合、両者の役割分担を明確にしておく。

(2) その他の連携

- ア 児童相談所は、児童家庭支援センターに対する技術的支援に努める。
- イ 児童相談所は、児童家庭支援センターと、市町村、福祉事務所、要保護児童対策地域協議会、教育委員会、学校、保健所、母子相談員、婦人相談員、児童委員等、他の関係機関との仲介、調整を図る等、児童家庭支援センターの円滑な業務の遂行に向け支援、協力に努める。

第8節 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに発達障害者支援センターとの関係

1. 知的障害者更生相談所との関係

- (1) 知的障害者更生相談所の業務は、知的障害者に関する問題について家庭その他からの相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにそれに基づいて必要な指導を行うことである。
- (2) 療育手帳の判定等知的障害を有する者の判定については原則として18歳を境として判定機関が異なるので、児童相談所で判定後知的障害者更生相談所で判定することとなる場合等には、その求めに応じて児童相談所から資料を送付する等、緊密な連携を図る。
- (3) 18歳を超えて措置を延長する重症心身障害者の判定については、児童相談所が知的障害者更生相談所の協力を得て行う。
- (4) 児童相談所が18歳以上の知的障害者、重症心身障害者の措置を解除する場合には、解除後の援助について知的障害者更生相談所と十分協議する。

2. 身体障害者更生相談所との関係

- (1) 身体障害者更生相談所の業務は、身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行い、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びに必要に応じて補装具の処方及び適合判定を行うことである。
- (2) 身体に障害を有する者の援助については原則として18歳を境として判定機関が異なるので、児童相談所で判定後身体障害者更生相談所で判定することとなる場合には、その求めに応じて児童相談所から資料を送付する等、緊密な連携を図る。
- (3) 18歳を超えて措置を延長する重症心身障害者、重度の肢体不自由者、盲重度者、ろうあ重度者の判定については、児童相談所が必要に応じ身体障害者更生相談所の協力を得て行う。
- (4) 児童相談所が18歳以上の身体障害者の措置を解除する場合には、解除後の援助について身体障害者更生相談所と十分協議する。

3. 発達障害者支援センターとの関係

- (1) 発達障害者支援センターは以下の業務を行う。
 - ① 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行う
 - ② 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行う
 - ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務（④において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行う。
 - ④ 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行う。
 - ⑤ ①から④までの業務に附帯する業務を行う
- (2) 児童相談所は、発達障害児に係る相談についても、必要に応じ、対応すべきものであるが、発達障害者（児）への専門的な相談援助、支援等は、発達障害者支援センターが担うことから、必要に応じて、児童相談所から同センターを紹介するなど同センターと適切な連携を図りつつ、発達障害児に対する相談援助に当たる必要がある。
- (3) また、児童福祉施設への措置や一時保護の権限は都道府県や児童相談所長にあることから、発達障害児やその家族への支援において、児童福祉施設への入所措置や一時保護が必要であると判断されるような場合については、児童相談所が中心となって対応することとなる。

第9節 里親等又は児童福祉施設等との関係

1. 基本的事項

- (1) 里親等又は児童福祉施設等に対する措置は児童相談所の主要業務の一つであり、そ

の効果的実施のため、里親等又は児童福祉施設等と十分に連携を図る。また、措置中も、里親等又は児童福祉施設等と十分連携を図りつつ、子ども及びその家庭環境の状況等を継続して把握するとともに、必要な指導・援助を行う。

- (2) 里親等へ措置された子どもの自立支援計画については、児童相談所が策定するとともに定期的かつ必要に応じて確認・評価をして見直しを行う。自立支援計画は、事前に子どもや保護者等に対して児童相談所の案について十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定・見直しをすること。
- (3) 児童福祉施設に対する措置が行われてから児童福祉施設が子ども等の実態把握・評価に基づき自立支援計画を策定するまでの数ヶ月間は、児童相談所の策定した援助指針（援助方針）を自立支援計画として活用し支援することも差し支えない。
- (4) 里親等又は児童福祉施設等に対する措置に係る子どもに関し、援助指針（援助方針）又は自立支援計画を策定する際には、里親等又は児童福祉施設等と十分な協議を行うこと。
- (5) 自立支援計画には、子どもの発達や心理的状況に応じて、子どもの傷つきからの回復をも図る内容（養育プラン）を盛り込むものとする。なお、当該プランは、児童相談所と協力の上、一定の期間（3～4か月に1回程度）ごとに見直しを行うこと。
- (6) 個々の措置を的確に行うためには、里親等又は児童福祉施設等の状況を十分把握しておく必要があるので、施設長、指定発達支援医療機関の長、里親等との連絡会議を適宜開催し、相互理解、相互信頼を深めておく。
- (7) 措置した子どもの経過を把握するため、里親等又は児童福祉施設等から子どもの養育状況に関する報告を年2回程度徴し、また定期的に訪問したり、合同で会議を行う等相互の連携を十分に図る。
- (8) 児童相談所は、措置を行う場合及び措置の解除、停止、変更、在所期間の延長を行う場合のほか退所後の援助方法等についても里親等又は児童福祉施設等と連携を図る。
- (9) 里親等に委託されている又は児童福祉施設等に入所している子どもの保護者等の状況を把握する際には各施設等の協力を得る。
- (10) 児童福祉施設等が退所した子どもに対し相談その他の援助を行うに当たっては、児童相談所はその状況について報告を求め、援助方針会議等で検討し必要な助言指導等を行う。

2. 個別的事項

- (1) 乳児院に対しては、保護者が出産、傷病、病気看護等緊急の事情又は出張等の勤務上の都合等特別の事情により保護者の下で養育できない子どもについて、1か月未満の短期の措置を行うことができる。この場合には、特に迅速に対応する。なお、これについては平成13年3月29日付け雇児発178号「ベビーホテル問題への積極的な取組について」による。

- (2) 児童自立支援施設、児童心理治療施設等に入所している子どもは援助に困難を伴うことが多いので、定例的に連絡協議会を開催する等、特に緊密な連携を図る。
- (3) 児童自立支援施設に入所している子どもの高等学校進学等進路指導及び自立支援計画の策定に当たっては、児童自立支援施設の長と十分協議し、適切な援助を行う。なお、これについては、平成元年4月10日児発第265号の「児童自立支援施設入所児童の高等学校進学の取扱いについて」等による。
- (4) 医学的治療等が必要な障害児の判定、援助に当たっては、児童相談所は、必要に応じ障害児入所施設等の協力を求めることが適当である。
- (5) 障害児入所施設等の有する機能を広く在宅の障害児（者）のためにも活用し、施設を地域社会に開かれたものとしていくため障害児（者）地域療育等支援事業が実施されているが、児童相談所は、これを実施する施設と連携を図り、事業が円滑に実施されるよう努める。
- (6) 児童相談所は、児童福祉施設の長に、当該施設に里親委託等を行うことが適當な子どもがいた場合には連絡するよう求める。
- (7) 児童相談所は、現に子どもを委託している里親及び子どもを委託していない里親を対象とする子どもの養育方法等に関する研修会の実施に協力する。なお、これについては平成29年3月31日付け雇児発0331第44号「里親支援事業の実施について」による。
- (8) 児童相談所は、里親会と十分な連携を図り、里親制度の充実に努める。
- (9) 児童相談所は、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に委託又は入所措置された子どもで、必要と認められるものについて、指導及び一時保護の実施を検討するとともに、さらに必要な場合には法第33条の6の規定に基づく児童自立生活援助事業の対象とすることや再度施設入所措置を採ることについても検討する。
- (10) 障害者入所施設等に入所している子どもの措置を解除する場合等には、その子どもの社会的自立を援助するため、障害者総合支援法に規定する共同生活援助等の活用も考慮して、福祉事務所と連携して対応する。
- (11) 母子生活支援施設に入所している子どもの援助についても、児童相談所は施設と十分な連携を図る。
- (12) その他児童館等が実施する事業についても必要に応じ協力する。
- (13) 保育所との関係については、本節のほか、次節による。

第10節 保育所、幼保連携型認定こども園との関係

1. 保育所、幼保連携型認定こども園との連携

- (1) 保育所や幼保連携型認定こども園では、登園時や保育活動中などあらゆる機会に児童虐待の早期発見が可能であることから、児童相談所は日頃から保育所や幼保連携型

認定こども園との連携を密にし、要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）の通告が早期に図られるよう体制を整えておく。

- (2) 保育所や幼保連携型認定こども園から通告又は相談を受けた場合は、児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明を行うとともに、児童相談所、保育所や幼保連携型認定こども園それぞれの役割分担を明確にする。特に、保育所を通じて保護者や子ども等に児童相談所への相談を勧める場合は、あらかじめ保育所や幼保連携型認定こども園が保護者や子ども等に児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明し、同意を得るよう保育所の協力を求める。また、保育所や幼保連携型認定こども園が児童相談所に通告する際には、併せて市町村にも連絡するよう指導する。
- (3) 保育所や幼保連携型認定こども園に入所している子どもに、虐待などが疑われる状況がある場合には、児童相談所は、保育所や幼保連携型認定こども園に対して必要な助言・指導を行い、保育所や幼保連携型認定こども園と連携してその子どもの援助に当たる。また、併せて保護者への援助も行い、その際には、保育所や幼保連携型認定こども園と協力して育児負担の軽減など保護者の子育てを支援する姿勢で接するとともに、保護者が当該行為に至った心理的・社会的背景の理解にも努める。
- (4) 児童虐待防止法第13条の3により、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないこととされている。このため、児童相談所長は、要保護児童の通告を受け、保育の実施が適当と認めてその子どもの保育の実施に係る市町村の長に通知する措置を採る際には、その旨を伝えることとする。また、通知した場合には、その後も保育所と連携してその子どもの状況の把握に努めるものとする。
- (5) 認可外保育施設から通告又は相談を受けた場合においても、児童相談所は保育所や幼保連携型認定こども園からの通告又は相談と同様に対応し、当該施設と連携して子ども及び保護者の援助を行う。
- (6) 児童相談所は、児童福祉主管部局等を通じて、ベビーホテルにおいて長期滞在児がいることを把握した場合には、市町村や福祉事務所等と協力して、その子ども保護者から長期間ベビーホテルに預けている事情等家庭の状況について調査する。なお、ベビーホテル問題への対応については、平成13年3月29日付け雇児発第178号「ベビーホテル問題への積極的な取組について」を参照のこと。
- (7) 虐待ケースとして児童相談所で管理する子どもであって、保育所や幼保連携型認定こども園に在籍する子どもについては、定期的に（おおむね1か月に1回）、保育所や幼保連携型認定こども園から当該子どもの出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。

保育所や幼保連携型認定こども園から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的

な情報提供について」（平成 22 年 3 月 24 日付け雇児発 0324 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。

(8) 平成 28 年児童福祉法等改正法において、地方公共団体の機関に加え、子どもの医療、福祉又は教育に関する民間機関や子どもの医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者も、児童相談所長、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされた（児童虐待防止法第 13 条の 4）。

なお、これにより、保育所や幼保連携型認定こども園が知り得た情報を児童相談所に提供することは、個人情報保護法に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意すること。

また、この情報等の提供と、個人情報保護・守秘義務との関係については、保育所等に対し周知することが必要である。

（関連通知：児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）参照）

第 11 節 家庭裁判所との関係

1. 家庭裁判所の位置付け

(1) 家庭裁判所は、裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）第 31 条の 3 の規定により、次に掲げる権限を有する。

- ① 家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判（家事審判）及び調停
- ② 人事訴訟法（平成 15 年法律第 109 号）で定める人事訴訟の第一審の裁判
- ③ 少年法で定める少年の保護事件の審判（少年審判）
- ④ その他、他の法律で家庭裁判所の権限とされたもの（戸籍や親権の関係等）

(2) 家庭裁判所は、法第 27 条第 1 項第 4 号又は第 27 条の 3 により送致を受けた場合、法第 28 条により施設入所等の措置の承認を求められた場合、法第 33 条第 5 項により引き続いての一時保護の承認を求められた場合、法第 33 条の 7 等により子どもの親権者の親権喪失等の審判を行って保護する必要があるとして請求を受けた場合等に審判、許可等を行うものとされている。

2. 児童相談所に送致される事例

(1) 次の場合には、家庭裁判所から児童相談所に送致される。

ア　家庭裁判所が調査、審判した結果、児童福祉法の規定による措置を適當と認めるときは、家庭裁判所の決定によって事件が都道府県知事又は児童相談所長に送致される。（少年法第 18 条第 1 項）

イ　法第 27 条の 3、少年法第 6 条の 7 第 2 項により家庭裁判所に送致した子どもにつ

いて、強制的措置が許可された場合は、期限、方法その他の措置が指示されて、事件が家庭裁判所から児童相談所長に送致される。（少年法第18条第2項）

ウ 家庭裁判所が保護処分として子どもを児童自立支援施設又は児童養護施設に送致した場合、現実の取扱としては、子どもが児童相談所に送致される。（少年法第24条第1項第2号、少年審判規則第37条第2項）

(2) (1)のウの送致の場合は、決定の通知とともに、家庭裁判所の調査記録等の参考書類が送付される（少年審判規則第37条の2第1項）が、(1)のア及びイの送致の場合は、原則的に事件記録のみが送付されるので、児童相談所は、この場合にも調査記録等必要な書類を添付してもらうよう調整しておく等十分連携を図る。

(3) 児童相談所は、家庭裁判所から(1)のアの送致を受けた場合には、受理会議において検討し、他の事例と同様の相談援助活動を行い、その結果を家庭裁判所に通知する。

(4) 児童相談所は、家庭裁判所から(1)のイの送致を受けた場合には、家庭裁判所の指示の範囲内で必要最少限度において強制的措置をとる。

(5) 児童相談所は、家庭裁判所から(1)のウの送致を受けた場合は、その決定に従って児童自立支援施設又は児童養護施設への入所措置を採らなければならない。この場合、第27条第4項及び同条第6項の規定は適用されないが、これは、保護処分決定に当たり、司法判断としての手続きが保障されていることを理由とするものである。このため、(1)のウの送致に基づき児童福祉施設に入所の措置を採った場合については、入所後に親権者等が子どもの引取りを主張した場合には、これを拒否できる。

ただし、当該措置は児童福祉法に基づき行われるものであり、措置中の子どもの援助方針並びに措置解除及び措置変更の決定等は、児童福祉の観点から適切に行うとともに、措置後には家庭環境の調整等も必要となることから、措置を行う際にはもちろん、措置後においても、親権者等の理解を得るよう努力する等、子どもの適切な援助の確保を図る。

(6) 児童相談所は、家庭裁判所の決定に従い、児童自立支援施設や児童養護施設に入所の措置をとったときは、その結果を家庭裁判所に通知する。

(7) 家庭裁判所から(1)のイ及びウの送致を受けて児童自立支援施設等に入所措置を行った子どもについて、措置の変更、解除を行ったときは家庭裁判所に報告する。

3. 調査嘱託を受けた事例について

家庭裁判所から家事事件手続法第62条に基づき、特別養子縁組等に関する調査嘱託を受けた場合及び少年法第16条に基づく援助・協力依頼を受けた場合には、児童福祉の観点から協力する。

4. その他

(1) 援助方針会議等の結果、家庭裁判所に送致等を行うことが適當と認められる場合はこれを行う。

(2) 児童相談所は、家庭裁判所と定期的に連絡会議を行う等常に十分な連携を図る。特

に、これらの機会を通じて家庭裁判所に対する各種の申立て等に関する資料の作成や選別について意見交換を行い、ノウハウを蓄積する。

また、その他児童相談所の業務に関し必要な協力を求める。

(3) 家庭裁判所に対する家事審判の申立てについては、第4章第10節を参照のこと。

第12節 弁護士、弁護士会との関係

- (1) 平成16年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化され、また、平成19年の児童虐待防止法の改正による臨検又は捜索の制度等の導入など、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。
- (2) このため、平成28年児童福祉法等改正法により、都道府県は、児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとされ、また、平成29年児童福祉法等改正法により、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与及び一時保護に対する司法審査の導入がなされたところであり、児童相談所は、弁護士や弁護士会と連携を図りつつ、必要となる法的対応について、適切に対応していくことが必要である。
- (3) 法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の具体例としては、
 - ・民法、家事事件手続法などの専門領域に関する法的知識に基づき、法第28条の措置、親権喪失又は停止の審判や法第33条第5項の引き続いての一時保護の承認の申立て等の手続に関する助言・指導等(これらの申立て等の代理人としての活動を含む。)
 - ・少年審判を求めて家庭裁判所に送致する場合における家庭裁判所との調整
 - ・警察からの捜査関係事項照会への対応
 - ・保護者が弁護士をつけた場合に児童相談所も法的に対等な立場で対抗し保護者を指導すること
 - ・法第28条の措置や親権喪失又は停止の審判の申立て等に反対している保護者や児童福祉司の指導に応じない保護者に対し法的知識を前提に説得的な指導を行うこと等が考えられる。

第13節 学校、教育委員会との関係

1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係

- (1) 児童相談所は日頃から学校との連携を密にし、要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）の通告が早期に図られるよう体制を整えておく。また、援助に当たっても、学校との連携を十分図る。
- (2) 学校から通告又は相談を受けた場合は、児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明を行うとともに、児童相談所、学校それぞれの役割分担を明確にする。特に、

学校を通じて保護者や子ども等に児童相談所への相談を勧める場合は、あらかじめ学校が保護者や子ども等に児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明し、同意を得るよう学校の協力を求める。

- (3) 相談援助活動の一環として担当者が学校を直接訪問する場合は、原則としてその趣旨等を子どもや保護者等に説明し同意を得た上で、校長、教頭、担当教師、生徒指導主事、スクールカウンセラー等と面接する。相談援助活動を行うに当たっては、児童相談所と学校それぞれの役割分担を明確にするとともに、担当教師等の協力を求める。
- (4) 非行、不登校等の行動を有する子どもについては、児童相談所は、学校との会議等を行い、一貫した援助を行う体制を整えておく。特に不登校の子どもについては、学校として組織的に対応し、その子どもの家庭等における状況の把握に努めるとともに、学校関係者のみでは、その子どもの状況把握が困難である場合には、児童相談所等の関係機関等の協力を得て状況把握に努めることとされているところであり、十分に連携を図りつつ対応する。
- (5) 障害児等については、児童相談所は、地域の特別支援学校又は小学校、中学校等と十分連携を図り、一貫した援助が行われる体制を整えておく。
- (6) 虐待ケースとして児童相談所で管理する子どもであって、学校に在籍する子どもについては、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校から当該子どもの出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。
学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日付け雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。

2. 教育委員会との関係

- (1) 児童相談所は学校のほか各教育委員会と協力して、巡回相談や共同の研修等を行う等連携を図る。
- (2) 法第27条第1項第3号の措置に伴い転校が必要となる子どもの手続きについては、できるだけ速やかに行えるよう協力を求める。
また、学齢児童の入所措置に当たって児童相談所は、教育委員会と密接に連携をとり、その子どもが適切な教育を受けられるようにする。
- (3) 児童相談所は、子どもの適切な就学指導等を行うために設置される就学指導委員会と十分な連携を図り、児童福祉の観点から助言等を行う。
また、資料の提出等を求められた場合において、児童福祉の観点から必要と認められるときには、子どもや保護者等の同意を得て行う。
- (4) 児童相談所は、教育委員会が行う教育相談や研修会の実施に必要に応じ協力する等

十分な連携を図る。

3. 資料又は情報の提供について

平成 28 年児童福祉法等改正法において、地方公共団体の機関に加え、子どもの医療、福祉又は教育に関する民間機関や子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされた（児童虐待防止法第 13 条の 4）。これにより、教育委員会・公立学校を含む地方公共団体の機関のみならず、新たに、国立・私立の学校等が資料又は情報を提供することができることとされた。

なお、これにより、学校等が知り得た情報を児童相談所に提供することは、個人情報保護法に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意すること。

また、この情報等の提供と、個人情報保護・守秘義務との関係については、学校等に対し周知することが必要である。

（関連通知：児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）参照）

第 14 節 警察との関係

1. 警察の位置付け

- (1) 警察は個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防等に関する業務を行うとともに、少年補導、非行防止活動等を行っている。
- (2) 児童相談所は、次に掲げる事項について警察と関係を有する。
 - ① 触法少年の送致（法第 26 条）、触法少年及びぐ犯少年の通告（法第 25 条）
 - ② 奪児、迷子、虐待を受けた子どもその他警察署で発見した要保護児童の通告（法第 25 条）
 - ③ 一時保護に関する事項
 - ④ 虐待を受けた子どもの調査、保護等に関する事項
 - ⑤ 少年補導、非行防止活動等
 - ⑥ その他

2. 児童相談所へ通告される事例

- (1) 触法少年及びぐ犯少年の通告は法第 25 条に基づき原則として児童相談所に対し、少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 22 条第 1 項第 2 号並びに第 33 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づき警察庁長官が定める様式の児童通告書の文書により行われる。
- (2) 奪児、迷子、虐待を受けた子ども等の通告は、通知書等の文書により行われるよう事前に警察と調整しておく。

(3) 法第 25 条は、一時保護の要否に応じて通告先を異ならせておらず、また警察に一時保護の要否を判断する権限はないことから、警察は、一時保護の要否その他の事情にかかわらず、要保護児童を発見した場合は、市町村、福祉事務所及び児童相談所のいずれの機関に対しても通告を行うことができるが、少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 38 条第 2 項により、児童相談所が通告先として位置付けられている。

(4) 通告の際に身柄を伴う場合については、あらかじめ十分協議する。

(5) 児童相談所は通告を受けた場合には、受理会議で検討し、迅速かつ的確に相談援助活動を行う。また、通告受理後の対応（「一時保護」「在宅で対応中」等）のほか、その後の対応の変化（「一時保護解除」「施設入所」等）について情報を適切に提供するとともに、援助方針についても必要に応じて通知するものとする。

なお、通告事案のほか、援助要請を行った事案についても、その後の連携した対応に資するよう、同様に取り扱うものとする。

また、通告受理後に在宅での対応（一時保護の解除後を含む。）としている事案については、状況が急変、悪化する場合もあることから、警察から当該子どもの状況変化に関する新たな情報提供がなされた場合には、目視による子どもの安全確認及び再アセスメントを行うこととし、引き続き在宅で対応する場合には、定期的に安全を確認するとともに、警察との情報交換を行うこと。

(6) 警察からの通告を受けた場合であっても、子どもや保護者の状況等から、市町村の支援が適当であると考えられる場合は、市町村指導や事案送致を検討すること。

3. 児童相談所へ送致される事例

(1) 平成 19 年の少年法改正により、警察官は、触法少年に係る事件について調査を行った結果、一定重大事件に係る触法少年と思料し、又は当該少年につき家庭裁判所の審判に付すことが適當と思料する場合には、当該事件を児童相談所長に送致しなければならない旨等が規定された。また、警察の調査により作成された書類については、警察官から児童相談所長への送致の際にあわせて送付されることとされた。その後、児童相談所長等が家庭裁判所送致の措置をとったときは、児童相談所等の作成書類と共に、警察の作成書類も家庭裁判所に送付することとされている。

(2) 警察官から事件が送致された場合を除き、警察官が児童福祉法第 25 条の規定により児童相談所に通告するときは、あわせて同法の措置をとるのに参考となる警察の調査の概要及び結果を通知することとされた。

4. 委託一時保護

(1) 一時保護の必要な子どもを警察官が発見し又は市民から警察が引き継いだ場合で、児童相談所が遠隔地にある又は夜間にわたるなどのため、児童相談所が直ちに引き取ることができないときなどにおいては、児童相談所は警察署に委託一時保護を行うことができる。

(2) 警察署における一時保護は原則として24時間を超えることができない。交通その他真にやむを得ない事情がある場合には、この時間を延長することができるが、この場合においても、できる限り早期に一時保護所において保護するよう努める。

5. 少年補導、非行防止活動等

(1) 児童相談所は、警察から要請があった場合、児童福祉の観点から必要に応じ少年補導、非行防止活動に協力する。具体的協力方法としては、少年サポートセンターの運営について協力すること等が考えられる。

(2) 児童相談所は警察の行うヤング・テレホン等の相談事業について、必要な助言等を行う。

(3) 児童相談所において調査の対象とされている子どもについて、警察官による事情聴取を行う場合には、必要に応じ、児童福祉司が立ち会うなど、個々の子どもの成長・発達状況に十分留意し、子どもに不適切な負担をかけないように配慮すること。

6. 虐待事例等における連携

(1) 連携体制

子どもの保護に向けて、児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と都道府県警察本部のそれぞれにおいて連携体制を整備し、相互に情報を交換し、衆知を集めた対応が行えるようにする。

(2) 要保護児童の通告等

① 警察は、110番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知した場合、市町村、児童相談所等関係機関に対し、当該子どもに係る過去の対応状況等を照会し、その結果を踏まえて通告の要否を判断することとしている。

児童相談所においては、当該照会に対し、以下の点に留意しつつ、記録等を確認し適切に回答すること。

ア あらかじめ警察との間で協議を行い、必要に応じて書面で取り決めるなどして、円滑な対応が図られるようにする。

イ 対象となる子ども及び保護者の住所、氏名、110番通報の内容、安全確認時の状況等、警察が保有する情報について、可能な限り提供を求める。

ウ 警察からの照会時に提供された情報を記録として保存するとともに、その後の対応に活かすことができるよう情報を整理し、管理する。

エ 対象となる子ども及び保護者について、過去に児童虐待に係る対応履歴がある場合は、警察が保有する情報も勘案した上で緊急性を判断し、警察と連携して迅速な安全確認を実施する。

② 警察から通告される虐待事例等は、一般に保護の緊急性が高い場合が多いので、即日緊急の受理会議を開催する等、特に迅速かつ柔軟に対応する。

③ 児童相談所が児童虐待通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強

く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察と情報共有を図り、連携して対応することが重要であり、以下のアからウまでに該当する情報については、警察への情報提供を徹底する。

ア 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の基準に準拠して、アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する事案に関する情報。また、①から⑤までに具体的に記載しているもののほか、頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案、凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があった事案、身体拘束、監禁又は夏期の車内放置をした事案並びに異物又は薬物を飲ませる行為があった事案については、危険性が高いことから、情報共有の徹底を図ること。ただし、アセスメントシートの①のみに該当する場合又は④の「乳幼児」のみに該当する場合には他の情報も勘案し、総合的に判断すること。

このほか、アセスメントシートの①から⑤までに該当しないが、⑥から⑧までのいずれかに該当する事案である場合は、虐待が深刻化する可能性もあることから、支援を行う中で必要に応じて警察との情報共有を検討すること。

イ 通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合、災害時など児童相談所等が48時間以内に子どもの安全確認を行えないやむを得ない理由がある場合は除く。

上記に関わらず、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示している場合、通告時点で既に関係機関等による子どもの安全確認が一定期間行うことができない場合など、緊急性が高いと判断される場合には、48時間を待たずに直ちに警察との情報共有を検討すること。

ウ アの児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報。

こうした情報について警察へ情報提供を行う場合には、警察が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実に情報共有を行うよう対応されたい。

- ④ 警察から通告・情報提供がなされた事案又は警察へ援助要請を行った事案については、その後の支援等の対応及び対応の変化等について警察へ情報提供するとともに、通告後に警察が得た新たな情報の提供を求めるなど、当該事案に係る子ども及び家庭への対応を円滑に行うための相互の情報提供が行われるよう、その方法について都道府県警察と協議して書面で取り決めするなどにより、積極的な情報交換に努めること。

(3) 立入調査、臨検又は捜索等における連携

① 立入調査、臨検又は捜索等に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければならない。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政組織を一体的に運営し、子どもの保護の万全を期する観点から、事前に文書により行うこととする原則とする。

② 子どもの安全確認や立入調査、臨検・捜索等に関する研修については、都道府県警察へ協力を依頼し、警察官等を講師に招いて行うほか、都道府県警察との合同により、実際の対応事案等を踏まえた具体的な事例を想定してのロールプレイ方式等によるなどして実践的に行うこと。

また、児童相談所と警察の相互理解を深めるため、児童相談所の業務や児童相談所の立場からの虐待対応等の基本的事項についても、警察職員への説明の機会を積極的に持つなどして、平素より関係の構築に努めること。

(4) 一時保護における連携

① 現に保護者等が子どもに著しい身体的暴力を加えている場合など、子どもの保護の緊急性や保護者の違法行為の蓋然性の程度から判断して警察官の援助が必要であると認められる場合には、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助を求めなければならず、これに基づく連携による子どもの迅速な保護に努める。

② 一時保護中の子どもについて保護者等の強引な引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者等に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対して、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼し、これに基づく連携を図る。

(5) 法第28条による家庭裁判所の承認に基づく児童福祉施設入所措置等について、保護者等の強引な引取りが予想される場合には、必要に応じ、子ども又は担当者等に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、施設の住所地を管轄する警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼し、これに基づく連携を図る等、児童福祉施設に対する協力を図る。

(6) 再被害を防ぐために、一時保護や児童福祉施設入所措置された子どもや保護者の状況についても警察との綿密な情報交換がなされるよう連携を強化する。

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、臨検又は捜索、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難

なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

- (8) 平成16年の児童虐待防止法の改正により、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力も児童虐待の一種であるとされた趣旨も踏まえ、その子どもが面前で配偶者に対する暴力が行われる等により有害な影響を受けていないか等についても、児童福祉の専門的知見を活用して検討し、適切に対応すべきである。

7. 要保護児童対策地域協議会における連携

要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報や支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこととされている。適切な連携の下で関係機関が対応していくことが重要であることから、警察署が要保護児童対策地域協議会の構成員となっていない自治体においては、構成員となるよう働きかけるとともに、代表者会議のみならず、支援を行っているケースについて定期的な状況のフォローを行う実務者会議や個別ケースについて具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議についても必要に応じて構成員として参画を求め、警察との情報交換、意見交換が積極的に行われるよう努めること。

8. その他

- (1) 子どもの一時保護所、施設等への移送については、必要に応じて警察の協力が得られるよう、事前に十分協議しておく。
- (2) 児童相談所は警察と定期的に連絡会議を行う等日頃から、情報の共有や意見交換の機会を持ち常に十分な連携を図る。
- (3) 虐待対応の場面において警察実務の経験に基づく知見が有効であることが多いことから、都道府県警察との協議により、現職警察官に係る警察との人事交流や警察官OB等の採用などを検討すること。

第15節 医療機関との関係

- (1) 子どもの相談援助活動を行うに当たって専門的医学的な判断や治療を必要とする場合には、児童相談所は医療機関への紹介、あっせんを行う。このような業務を円滑に進めることができるよう、地域の医師会、医療機関との協力、連携体制の充実を図ることが必要である。
- (2) 地域の医療機関に対し、要保護児童を発見した場合の通告窓口を周知するなどによ

り、児童虐待の問題を医療機関が発見した場合には、速やかに児童相談所へ通告されるよう体制を整えておくとともに、子どもの身体的・精神的外傷に対する治療や、精神医学的治療を必要とする保護者等の治療が適切かつ円滑に行われるよう体制整備に努める。

- (3) 障害児や病児等長期的な療育や福祉的援助が必要な子どもを医療機関が把握した場合には、保護者に児童相談所への相談を勧めてもらうよう体制を整えておく。
- (4) 平成28年児童福祉法等改正法において、地方公共団体の機関に加え、子どもの医療、福祉又は教育に関する民間機関や子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされた（児童虐待防止法第13条の4）。

なお、これにより、医療機関が知り得た情報を児童相談所に提供することは、個人情報保護法に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意すること。

また、この情報等の提供と、個人情報保護・守秘義務との関係については、医療機関に対し周知することが必要である。

（関連通知：児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について（平成28年12月16日付け雇児総発1216第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）参照）

- (5) 医療機関との円滑な連携のためには、まず児童相談所の窓口や連絡先を明確にすることが必要である。また、児童相談所は医療機関から一方的に情報提供を受けるだけでなく、医療機関での対応に必要な情報や児童相談所による支援結果を報告し、共有することが大切である。

具体的には、児童相談所の関与のある事例の場合は、過去の経緯や対応において留意すべき点など医療機関での対応に必要な情報を医療機関に提供すること。関与のない事例の場合であっても、児童相談所が今後の対応について検討するために必要な情報を医療機関から得るほか、医療機関の対応に必要な情報があれば、医療機関に提供すること。

さらに要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の積極的な開催などを通じ、児童相談所の役割を医療機関に示し、医療機関が支援の必要性と理解を深める関わりや機会づくりに取り組むことが必要である。

（関連通知：児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について（平成24年11月30日付け雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）参照）

第16節 婦人相談所との関係

- (1) 婦人相談所は保護を要する女性に関する種々の問題について、相談、調査、判定、指導を行い、必要に応じ一時保護を行う行政機関である。また、婦人相談所は、次節の配偶者暴力相談支援センターにも指定されており、配偶者からの暴力被害者に対する支援においても重要な役割を果たしている。
- (2) 性非行や性被害を伴う 18 歳未満の女子の事例については、児童相談所と婦人相談所の業務が重なる場合もあるので、十分協議し最善の援助が行われるよう努める。なお、配偶者からの暴力の被害者の同伴児童の保護については、次節を参照。
- (3) 子どもを伴った女性を婦人相談所が一時保護した場合であって、母子の分離を行うことが適当と判断された場合には、当該婦人相談所と児童相談所において十分協議する。

第 17 節 配偶者暴力相談支援センターとの関係

1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け

- (1) 配偶者暴力相談支援センターは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、配偶者からの暴力被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。
 - ① 相談への対応、他の相談機関の紹介
 - ② 医学的又は心理学的な指導その他の指導
 - ③ 被害者及びその同伴家族の一時保護（ただし、婦人相談所のみ実施可能）
 - ④ 自立して生活することを促進するための制度（就業の促進、住宅の確保、援護等）の利用等に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
 - ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
 - ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- (2) 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設を配偶者暴力相談支援センターに指定することとされている。実際に配偶者暴力相談支援センターに指定されている機関としては、婦人相談所のほか、福祉事務所、女性センター等がある。
また、平成 16 年の配偶者暴力防止法の改正により、市町村（特別区を含む。）も、当該市町村が設置する適切な施設を配偶者暴力相談支援センターに指定することができるところである。

2. 配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護における連携

- (1) 配偶者からの暴力の被害者が配偶者暴力相談支援センターに保護を求めた場合であって、その被害者に子どもがいる場合には、当該配偶者暴力相談支援センターとよく連携し、子どもが年長の男児であり、婦人相談所一時保護所で一時保護するがふさわしくない場合に一時保護を引き受けることはもちろん、その子どもにとって最善

の援助がなされるよう児童相談所としても積極的に関与する。

- (2) 特に、平成 16 年の児童虐待防止法の改正により、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力も児童虐待の一種であるとされた趣旨も踏まえ、その子どもが面前で配偶者に対する暴力が行われる等により有害な影響を受けていないか等についても、児童福祉の専門的知見を活用して検討し、適切に対応すべきである。
- (3) なお、子ども又はその保護者に対応する場合、その対応によって配偶者からの暴力の被害者が配偶者からの更なる暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるなど、配偶者からの暴力の被害者及びその子どもの安全が損なわれることのないよう、事前に必ず配偶者暴力相談支援センターと十分な協議を行うことが必要である。

第 18 節 子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーションとの関係

1. 子ども・若者総合相談センターの概要

子ども・若者総合相談センターは、地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として設けられるものである。

2. 地域若者サポートステーションの概要

地域若者サポートステーションは、働くことに悩みを抱えている 15 歳～39 歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う。

3. 子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーションとの連携

子ども・若者総合相談センターは、子ども・若者に関する相談の一次的な受け皿となり、相談や助言を行うだけでなく、地域内の他の適切な機関につなぐ機能も有し、地域若者サポートステーションは、若者支援のための各支援機関ネットワークを整備し、当該ネットワークを活用してハローワーク等との連携による支援対象者の就職に向けた支援を行うなど、地域における子どもの自立に向けた支援機関として重要な役割を担っており、児童相談所においては、子どもや保護者からの相談内容によっては、これらの機関と連携して支援を行うことも考えられることから、日頃から子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーションとの相談体制の構築を図っておくことが必要である。

第 19 節 法務及び人権擁護委員との関係

1. 法務局及び人権擁護委員の位置付け

- (1) 法務局、市町村の区域に置かれている人権擁護委員（以下本節において「法務省の人権擁護機関」という。）は、人権問題全般について人権相談に応じ、人権侵害の疑いのある事案について人権侵犯事件として調査を行い、被害の救済・予防を図る「調

査救済活動」、及び、国民一人一人が人権への理解を深めるための「人権啓発活動」を行っている。

- (2) 虐待を含む子どもの人権問題については、子どもの人権110番等、家族・教師等身近な大人に相談しにくいことも相談してほしいと呼び掛けている各種の相談ツールを活用した子どもの人権に関する相談活動や啓発活動を行い、虐待の早期発見及び未然防止に努めている。また、人権侵犯事件の調査及び対応を通じて、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、ケースに応じた適切な被害者救済のための措置を講ずるとともに、関係者に働きかけて、人権尊重に対する理解を深めさせ、子どもの人権の擁護を図っている。

2. 法務省の人権擁護機関との連携

(1) 連携を図る必要性・重要性

虐待ケースについては、その背景に、家庭内における様々な人間関係のトラブルや関係者の人権尊重理念に対する無理解が存在する場合が少なくなく、当該ケースを通じ、関係者間の対話促進による関係調整、関係者への人権尊重の理念の啓発を行う必要がある場合もあるので、児童相談所は、法務省の人権擁護機関と日頃から情報の共有や意見交換の機会を持つなど十分な連携を図る必要がある。また、虐待の未然防止の観点から、子どもの人権に関する一般啓発も重要であり、法務省の人権擁護機関から要請があった場合、必要に応じ啓発活動に協力するといった連携も図る必要がある。

(2) 法務省の人権擁護機関からの情報提供

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件について、相談者からの人権救済に係る被害申告等による事案の認知、本人への面接や関係者への任意による調査、事実の認定、救済のための措置という流れで活動しており、法務省の人権擁護機関が認知した早い段階で、児童虐待が疑われると判断される事案については、児童相談所に対して情報提供が行われる。

また、児童相談所においては、法務省の人権擁護機関が把握している虐待事案の内容や調査の経緯等について、児童の安全確保の判断に資するため必要がある場合は、法務省の人権擁護機関にこれらの情報の提供を求めることが可能である。

なお、児童相談所が法務省の人権擁護機関から情報の提供を受けたことを当該事案の関係者が知った場合、法務省の人権擁護機関の今後の調査救済活動に支障が生じるおそれがあるため、情報の提供を受ける際にその使用する範囲等について法務省の人権擁護機関と協議するなどして、提供を受けた情報の取扱いに留意する必要がある。

(3) 法務省の人権擁護機関への情報提供

法務省の人権擁護機関では、児童虐待が疑われる事案について児童相談所へ情報提供了後も、同事案について、必要に応じて調査を行い（調査中も、児童相談所からの要請に応じて可能な範囲で協力が行われる。）、救済のための措置等を行っている。

したがって、児童相談所が把握している児童及び保護者等に関する情報についても、

法務省の人権擁護機関から調査の必要に応じて照会があった場合には、関係者や関係機関への影響等を勘案の上、可能な範囲で提供するなど、当該事案の対応が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換を行うことが考えられる。

(4) その他考えられる連携の例

児童相談所が行う調査に際して、児童が救済を求める機関である法務省の人権擁護機関の職員が同行等をして調査を行うことが、児童の感情面から効果的であると考えられる場合等には、法務省の人権擁護機関の職員に同行等を依頼し、協力を得ることも必要である。

また、調査のみならず法務省の人権擁護機関の協力によって子どもの支援策の拡がりが期待されることや、法務省の人権擁護機関が行う救済措置や説示により児童相談所の対応が補強されることもあるため、事案の性質等を踏まえ、相互の機関の持つ機能を活かすことの出来るような連携に努める必要がある。

(5) 連携の在り方についての協議

児童虐待事案における関係機関の連携については、相互の機関の持つ機能を活かした適切な役割分担のもとに行われるべきものであるが、役割分担の在り方については地域の実情や事案の性質に応じて様々なものが考えられる。各児童相談所においては、平素より法務省の人権擁護機関との間で相互理解を深め、円滑な連携体制の在り方についての協議・意見交換を行う機会を設けるなどして、連携の充実に向けて努める必要がある。

第20節 民間団体との関係

(1) 児童虐待防止法においては、「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」に努めなければならないとされている。

平成28年児童福祉法等改正法により、児童虐待を理由とした施設入所等の措置や一時保護により、一旦、親子分離していた事例については、措置等の解除時に、児童虐待を行った保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な子どもへの接し方等の助言等を行うことができることとされた。

助言等は、当該事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有しており、親子再統合プログラムなどを実施しているNPO法人等の民間団体等に委託することができる。

児童虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であることから、児童虐待防止や子育て支援のための活動を行っている民間団体との連携について、積極的に考慮する。

(2) 具体的な連携に当たっては、当該民間団体の有する専門性などに応じ、地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る。例えば、個別のケースにおける見守り的な支援などの役割を民間団体が担うことが考えられる。

(3) 個人情報の保護には十分な配慮が必要であるが、そのことのみを理由として、連携に消極的となるべきではない。

ただし、助言等を委託するにあたっては、当該業務の委託先において、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている必要がある。

情報共有と守秘に関する協定を締結したり、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策を検討すべきである。

第 21 節 その他の機関との関係

1. 公共職業安定所

(1) 公共職業安定所は職業紹介、職業指導等の業務を行うために設置される行政機関である。

(2) 施設を退所した子ども等の自立を図るため、就業させる必要がある場合又は職業訓練校等に入校させる必要がある場合等には、児童相談所は公共職業安定所等と十分連携を図る。

2. 地域障害者職業センター

(1) 障害者の職業評価、職業指導等を行うために設置される機関である。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度等の雇用対策（障害者雇用に係る税法上の優遇措置を含む。）については、知的障害者は身体障害者と同様に取り扱われることとされており、これらの施策上の知的障害者であるか否かについては、児童相談所等のほか地域障害者職業センターも判定機関とされている。なお、この判定は、特別児童扶養手当、障害者控除等の認定に係る判定でなく、また、知的障害者であることの確認は、基本的には療育手帳によって行うものであるので、判定等を依頼された場合には適切に対応する。

(3) 地域障害者職業センターから、知能指数、身辺処理能力等に関して意見を求められた場合は、子どもや保護者等のプライバシーに十分配慮しつつ適切に対応する。

3. 精神保健福祉センター

引きこもりに対する心のケアなど、思春期精神保健福祉に関する相談等については、児童相談所は精神保健福祉センターと十分連携を図り、相談援助活動を行っていく。

4. 社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の調査、総合的企画、連絡・調整等を行う団体である。

(2) 児童相談所は、子どもに対する相談援助活動、児童福祉に関する事業を企画、実施する場合等において、必要に応じ社会福祉協議会と十分な連携を図る。

5. その他

児童相談所は、少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、児童虐待防止センター等の民間虐待防止団体、ボランティア団体等、地域にある機関及び母子家庭等日常生活支援事業等各種事業を展開している機関、団体等について十分把握し、連携を図る。

第9章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1節 設備等

- (1) 児童相談所（一時保護所を除く。）には、所長室、事務室、相談室、会議室、待合室、ファイル室、医務室、心理検査室、心理療法室、宿直室、児童所持品保管室、用務員室、倉庫その他子どもや保護者等の相談援助等に必要な部屋が必要である。なお、各部屋の配置に当たっては、子どもや保護者等が心理的に安心できる空間作りに配慮することが望ましい。
また、屋外には継続指導等の実施のために十分な広さの子どもの遊び場があることが適当である。
- (2) 一時保護所に必要な設備については、設備運営基準第41条にいう児童養護施設の基準を準用するが、具体的には、事務室、面接室、児童居室、学習室、遊戯室、医務室、静養室、調理室、食堂、浴室、便所、夜間宿泊室、調理員室、用務員室、洗濯場、倉庫等が必要である。特に、虐待や非行などにより一時保護が必要な子どもについては、基本的には心理的に深い傷を受けている中・重度な状態にある子どもの場合が多く、個別的なケアが必要であり、その子どもに対して適切に対応できる静養室や個室などを設けることが必要である。また、屋外には運動遊びのできる設備を備えた十分な広さの子どもの遊び場があることが適当である。このほか、強引な引取要求を行う保護者への対応も含め、外部からの不当な侵入を防止するために必要な体制の整備に努めることが必要である。

第2節 器具等

- (1) 児童相談所には記録や文書作成に必要な物品のほか、各部屋にはその目的を達成するために必要な器具、調度品等を備えておく。
特に、虐待相談・通告受付票、援助指針（援助方針）及び児童記録票などは、多くの個人情報が含まれ、特に子どもや保護者等の支援経過などプライバシーに関わる極めて重要な書類であるとともに、ケースとして終結した後も再び対応することもあり得るため、長期保存とすることも想定し、鍵のかかる書庫等に厳重に保管しておくことが必要である。

なお、廃棄する際にも、行政文書として適正な手続を経て、処分を行う。

- (2) 訪問調査、巡回相談、児童移送等のために自動車を整備する。また、業務効率化のため、コンピュータ等のOA機器の設置が望ましく、虐待相談・通告受付票等の相談

記録等は電子ファイルとして整理を進めていくことが求められる。

- (3) 一時保護所には生活に必要な各種調度品、子どもの心身の安定化、成長に資する器具等を整備する。

第3節 必要書類

- (1) 児童記録票及びその他子どもに関連した書類は、それぞれの子どもごとに一括してファイルに収録し「児童記録票綴」とする。また、一時保護を行った子どもについては、一時保護児童票を作成し一時保護を行った子どもの内容について必要な事項を記入し、児童記録票綴にファイルする。
- (2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。
- ① 誓約書
 - ② 措置決定通知書（保護者用、関係機関用）（別添5）
 - ③ 措置解除、停止、変更、延長決定通知書（保護者用、関係機関用）
 - ④ 一時保護決定通知書（保護者用）、同解除通知書（保護者用）
 - ⑤ 委託一時保護決定通知書（保護者用、関係機関用）、同解除通知書（保護者用）
 - ⑥ 関係機関に対する協力依頼書
 - ⑦ 家庭裁判所への送致書（法第27条第1項第4号、第27条の3）（別添12）
 - ⑧ 家庭裁判所、警察等通告児童の援助結果通知書
 - ⑨ 警察から送致のあった児童に関する援助結果通知書
 - ⑩ 家庭裁判所調査嘱託回答書
 - ⑪ 同意書
 - ⑫ 判定意見書、証明書
 - ⑬ 1歳6か月児、3歳児精密健康診査受診票
 - ⑭ 出頭要求告知書（別添1及び3）
 - ⑮ 告発状（別添2）
 - ⑯ 臨検・捜索許可状請求書（別添4）
 - ⑰ 面会・通信制限決定通知書（別添7及び8）
 - ⑱ 面会・通信制限解除決定通知書（別添9）
 - ⑲ 接近禁止命令書（別添10）
 - ⑳ 接近禁止命令取消書（別添11）
 - ㉑ 児童虐待防止法第13条の5に規定された報告書
 - ㉒ 市町村への送致書（法第26条第1項第3号）（別添17）
 - ㉓ その他
- (3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要のある書類には、次のものがある。

- ① 相談受付台帳
- ② 受理会議録
- ③ 各部門業務日誌
- ④ 判定会議録
- ⑤ 援助方針会議録
- ⑥ 一時保護児童台帳
- ⑦ 観察会議録
- ⑧ 給食日誌
- ⑨ 児童措置台帳
- ⑩ 施設在籍児童台帳
- ⑪ 里親等委託台帳
- ⑫ 療育手帳台帳
- ⑬ 児童相談所業務日誌
- ⑭ 未委託里親等台帳
- ⑮ 子どもの所持物及び遺留物の保管台帳
- ⑯ 電話相談受付台帳
- ⑰ 重症心身障害児（者）名簿
- ⑱ 1歳6か月児、3歳児精密健康診査受診票綴
- ⑲ その他措置等の各段階における報告書等

第4節 統計

- (1) 福祉行政報告例のほか、隨時種々の角度から児童相談所の業務の実態を把握するため統計が行われることがあるが、これらの統計の基礎は、児童記録票、各種の台帳等によることが適当である。
- (2) 児童相談所の活動をより効果的なものとするためには、児童相談所業務の分析、相談事例の分析、関係機関、関連制度等の情報の集積が不可欠である。これらの業務の効率化のため、コンピューターの導入が望ましい。

第5節 検証（子ども虐待による死亡事例等の検証）

1. 検証の目的

- (1) 児童虐待防止法第4条第5項において、「国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うもの」と規定されている。
- (2) 検証は、虐待による子どもの死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した子ど

もの視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行うこととされている。

2. 検証対象の範囲

虐待による死亡事例（心中を含む）すべてを検証とすること。また、死亡に至らない事例であっても検証が必要と認められる事例については併せて対象とすることとされている。

3. 再発防止のための検証の確実な実施

(1) 関係機関が関与しているながら死亡に至った事例については、その重大な結果を真摯に受け止め、関係機関の協働による検証を行って各事例における課題を把握し、再発の防止に努めることが重要である。

(2) 関与していない事例では、情報量が少ないために十分な検証が行えない場合もあるが、地方自治体との接触をしないまま、死亡に至った事例も含めた検証を通じ、何らかの関わりの可能性や相談支援体制を改めて見直す、地域の保健・福祉等の体制を検証することであり、再発防止のためには重要な取組である。

また、きょうだい事例では、家庭全体のアセスメントの実施を経て、他のきょうだいへの虐待防止のための支援には不可欠である。よって、なぜ他のきょうだいへの虐待が防げなかつたのかという視点からの検証は、二度と同様の事例を発生させないためにも有効である。

(3) 事故と思われる事例では、その背景や経緯、事情を詳しく精査することにより、虐待と認定することもあり得るほか、虐待と認定しにくい場合であっても、リスクに関する広報などを通じて、同様の受傷の再発防止につなげるなど、検証作業を通じ、業務に活かすことができる取組である。

(4) 転居を繰り返し、複数の地方自治体が関与していた事例では、事件発生の直前における関係機関の関与状況に限ることなく、虐待発生の要因や転居前後の関係機関のケースの引継ぎ状況等について、当該家庭に関わる一連の過程を検証し、再発防止につなげることが重要である。転居前後に関係した地方公共団体においては、相互の協力のもと検証を行うこと。

なお、複数の地方自治体が関与していた事例には、事実関係の把握にあたり、関係自治体間での資料提供が必須であり、関係自治体で事前に協議し、円滑な検証実施に向けた協力・連携に努めること。

4. 検証に関する会議の開催

(1) 死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましい。年間に複数例発生している等、隨時開催することが困難な場合には、複数例を併せて検証する方法も考えられる。

(2) 対象事例に直接関係した市町村の所管課（要保護児童対策地域協議会）、児童相談所が、検証作業に参加・協力するものだが、その他の関係機関が再発防止策を検討する

観点から独自に検証を実施することも重要である。この場合、都道府県が検証作業に参加・協力することも必要である。

- (3) 児童相談所や市町村等が実施する検証は、事例に直接関係していた当事者間による内部検証であり、事例を通じて自己点検を行うことにより、機関内における再発防止策の検討や、都道府県の検証結果を受けて具体的に実施すべき改善策を検討するものである。

5. 検証報告の積極的な活用

- (1) 虐待に係わる対応を行うすべての職員に対し、人事異動や新規の配置等には配慮しながら周知の徹底を図り、その周知状況を定期的に確認するなど、課題及び提言の内容の確実な実行に努めること。

また、管轄地域内で虐待による死亡事例が発生していない場合においても、今後起こりうる問題として、各地方公共団体が行った検証結果を職員研修等の場においてまずは周知し、活用することから取り組むことが求められる。

- (2) 各地方自治体による検証報告は、個々の事例に関する詳細な分析の結果や各地域における実情等を踏まえとりまとめられたものであるから、他の地方公共団体において虐待に係わる対応を行う職員にとっても参考とすべき貴重な資料となる。類似の事例の再発防止を図るため、地方公共団体及び国の検証報告を関係職員の研修等の場で活用しながら、実際に虐待事例への対応を行っている児童相談所及び市町村の職員に検証結果からの学びを引き継いでいくことが重要である。

(関連通知：地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）参照)

(関連通知：「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 9 次報告）」を踏まえた対応について（平成 25 年 7 月 25 日付け雇児総発 0725 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）参照)